

監獄雜誌

第八卷第十号

目録

● 論	● 北海道的官制改正と北海道監獄行政に就て 刑事と醫事との關係(國家醫學會總會に於て) 小河滋次郎君 (一頁)
● 講話	● 試論一犯(第五回) 出獄人保護 小河滋次郎君 (十二頁)
● 雜	● 同名異人の間違(四人の通信) 天福堂主人 (二十頁)
● 獄事談叢	● 刑罰及犯罪豫防論(同情會譯) 小河岳洋先生の序 ● 犯罪豫防論(記者) ● 監獄學會に對して吾人の希望を述ぶ(綠々生) ● 看守の教習 ● 在監人に對する書類の送達 ● 小河滋次郎氏(新宿友三郎君著述) 警察官教科書序文 ● 看守給助例の解釋 ● 監視引取人に就て (三十一頁)
● 雜報	● 小河岳洋君茶話 ● 拘禁費を徴する事に就て ● 囚人に食物を購求せしむるの利害 ● 食糧の改良に就て (三十八頁)
● 統計	● 典獄分監長看守長の略服の圖式に就て ● 略服々藝例に就て ● 監獄巡閱報告書は自今官報に掲載せらるゝ否なりと ● 北海道官制改正 ● 是又繁文贅語 ● 假出獄上申助に就て ● 看守給與品貸與品規則中の肩章 ● 監獄官吏圖式 ● 囚人刑事被告人押送規則 ● 典獄の任免 ● 品山典獄の訃音 (四十三頁)
● 教誨	● 在監囚人病死に關する調査 本邦及諸外國に於ける在監人統計 警視廳教師師 田中 (四十六頁)
● 批評	● 監獄教誨 刑罰及犯罪豫防論 警視廳教師師 田中 (四十九頁)
● 寄問	● 答 岳 (五十一頁)
● 外國語學	● 書 岳 (六十二頁)

内務省警保局長兼監獄局長
 改正條約實施準備委員
 内務省監獄事務官
 内務省監獄局課長法學士
 警察監獄學會編纂

寺原長輝君題字
 小河滋次郎君序
 浦太郎君序

監獄英語必携

全

●ボツケット入小本
 ●舶來上等紙
 ●定部三十五錢
 ●遞送料一部金四錢
 ●紙數二百餘頁
 ●本綴惣クローズ
 ●金綴惣クローズ

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英語者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閲を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんとを期せられんと切望に堪へず

豫約法

- 一豫約減價一部前金三拾錢
- 一五拾部以上一括御送本の個所は代
- 一金二ヶ月賦同百部以上は三ヶ月賦
- 一同二百部以上は四ヶ月賦として御
- 拂込あるも妨なし

明治三十年十一月

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

警察監獄學會

内務大臣
改正條約實施準備委員長
内務省警保局長兼監獄局長
改正條約實施準備委員長
茨城縣知事
内務省調查委員
内務省書記官兼法制局參事
内務省書記官兼法制局參事
改正條約實施準備委員長
内務省書記官兼
内務省監獄事務官
警保局長警務課長

伯爵樺山資紀公題辭
寺原長輝君序
小野田元瀨君序
德富猪一郎君序
有松英義君序
平岡定太郎君序
岡定太郎君序
小河滋次郎君序
野誠君序
野誠君序

内務省警保局兼監獄局勤務

新居友三郎君著

菊判四百五十頁

用紙和製上等

春クローヌ金字入美裝

憲法行政法
刑法刑事訴訟法
裁判所構成法
警察法
警察官教科書

正價金七拾五錢豫約者に限り前金五拾錢
 ●官廳の申込に限り●再版豫約申込は本年十二月二十日限り
 ●前金を要せず●再版豫約申込は本年十二月二十日限り
 代金は郵便為換を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會發賣宛を以て着本の上直に御送金相成た
 し但郵便為換は四谷郵便支局に限る製本出來三十二年一月十日申込順を以て送本す

明治三十年十一月
發行並に東京四谷區荒木町二十七番地
豫約申受所
警察監獄學會

警察官教科書掲載目次左の如し

憲法目次

●第一編 總論
 ○第一章 法及其性質並に公法と私法との區別
 ○第二章 憲法の意義
 ○第三章 國家及國體
 ●第二編 統治の主体
 ○第一章 天皇
 ○第二章 統治權
 ○第三章 天
 ●第三編 統治の客體
 ○第一章 境土
 ○第二章 臣民
 ○第三章 臣民
 ●第四編 統治の機關
 ○第一章 統治の機關
 ○第二章 議會の召集、開會、停會、閉會及解散
 ○第三章 議會議の職權執行の形式
 ○第四章 國務大臣
 ○第五章 地方團體
 ●第五編 統治權の作用
 ○第一章 總論
 ○第二章 君主の大權
 ○第三章 君主の命令權
 ○第四章 君主の立法權
 ○第五章 君主の行政權
 ○第六章 君主の司法權
 ○第七章 君主の外交權
 ○第八章 君主の勅令權
 ○第九章 君主の委任權
 ○第十章 君主の代理權
 ○第十一章 君主の執行命令權
 ○第十二章 君主の勅令權

行政法目次

○第十三章 政府監督の權
 ○第十四章 外國條約
 ○第十五章 司法權
 ○第十六章 行政
 ●第一編 總論
 ○第一章 行政の意義
 ○第二章 行政の形式
 ○第三章 行政機關
 ○第四章 官吏の職務
 ○第五章 官吏の權利義務
 ○第六章 官吏の責任
 ●第二編 內務行政
 ○第一章 警察の意義
 ○第二章 警察機關
 ○第三章 警察の命令及處分
 ○第四章 警察の職務
 ○第五章 警察の根拠
 ○第六章 警察の根拠
 ○第七章 警察の根拠
 ○第八章 警察の根拠
 ○第九章 警察の根拠
 ○第十章 警察の根拠
 ○第十一章 警察の根拠
 ○第十二章 警察の根拠
 ○第十三章 警察の根拠
 ○第十四章 警察の根拠
 ○第十五章 警察の根拠
 ○第十六章 警察の根拠
 ○第十七章 警察の根拠
 ○第十八章 警察の根拠
 ○第十九章 警察の根拠
 ○第二十章 警察の根拠

刑法目次

●第一編 總論
 ○第一章 刑法の意義
 ○第二章 刑法の目的
 ○第三章 刑法の效力
 ○第四章 刑法の適用
 ○第五章 刑法の執行
 ○第六章 刑法の根拠
 ○第七章 刑法の根拠
 ○第八章 刑法の根拠
 ○第九章 刑法の根拠
 ○第十章 刑法の根拠
 ○第十一章 刑法の根拠
 ○第十二章 刑法の根拠
 ○第十三章 刑法の根拠
 ○第十四章 刑法の根拠
 ○第十五章 刑法の根拠
 ○第十六章 刑法の根拠
 ○第十七章 刑法の根拠
 ○第十八章 刑法の根拠
 ○第十九章 刑法の根拠
 ○第二十章 刑法の根拠

關する刑法の效力

●第二編 犯罪の效力
 ○第一章 犯罪の成立
 ○第二章 犯罪の成立要件
 ○第三章 犯罪の成立要件
 ○第四章 犯罪の成立要件
 ○第五章 犯罪の成立要件
 ○第六章 犯罪の成立要件
 ○第七章 犯罪の成立要件
 ○第八章 犯罪の成立要件
 ○第九章 犯罪の成立要件
 ○第十章 犯罪の成立要件
 ○第十一章 犯罪の成立要件
 ○第十二章 犯罪の成立要件
 ○第十三章 犯罪の成立要件
 ○第十四章 犯罪の成立要件
 ○第十五章 犯罪の成立要件
 ○第十六章 犯罪の成立要件
 ○第十七章 犯罪の成立要件
 ○第十八章 犯罪の成立要件
 ○第十九章 犯罪の成立要件
 ○第二十章 犯罪の成立要件

刑事訴訟法目次

●第一編 總論
 ○第一章 刑事訴訟法の意義
 ○第二章 刑事訴訟法の目的
 ○第三章 刑事訴訟法の效力
 ○第四章 刑事訴訟法の適用
 ○第五章 刑事訴訟法の執行
 ○第六章 刑事訴訟法の根拠
 ○第七章 刑事訴訟法の根拠
 ○第八章 刑事訴訟法の根拠
 ○第九章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十一章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十二章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十三章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十四章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十五章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十六章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十七章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十八章 刑事訴訟法の根拠
 ○第十九章 刑事訴訟法の根拠
 ○第二十章 刑事訴訟法の根拠

裁判所

●第二編 裁判所
 ○第一章 裁判所の管轄權
 ○第二章 裁判所の管轄權
 ○第三章 裁判所の管轄權
 ○第四章 裁判所の管轄權
 ○第五章 裁判所の管轄權
 ○第六章 裁判所の管轄權
 ○第七章 裁判所の管轄權
 ○第八章 裁判所の管轄權
 ○第九章 裁判所の管轄權
 ○第十章 裁判所の管轄權
 ○第十一章 裁判所の管轄權
 ○第十二章 裁判所の管轄權
 ○第十三章 裁判所の管轄權
 ○第十四章 裁判所の管轄權
 ○第十五章 裁判所の管轄權
 ○第十六章 裁判所の管轄權
 ○第十七章 裁判所の管轄權
 ○第十八章 裁判所の管轄權
 ○第十九章 裁判所の管轄權
 ○第二十章 裁判所の管轄權

- 第四編 私訴
 - 第一章 訴の意義並に要件 ○ 第二章 私訴の裁判
 - 第五編 訴の手續
 - 第一章 犯罪の捜査 ○ 第一節 犯罪捜査の原
 - 第二章 起訴 ○ 第三節 起訴の手續 ○ 第四節 起訴の費用 ○ 第五節 起訴の撤回 ○ 第六節 起訴の撤回の費用 ○ 第七節 起訴の撤回の費用 ○ 第八節 起訴の撤回の費用 ○ 第九節 起訴の撤回の費用 ○ 第十節 起訴の撤回の費用
- 第三編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第二編 現行犯の豫審
 - 第一章 現行犯の豫審の意義 ○ 第二章 現行犯の豫審の手續 ○ 第三章 現行犯の豫審の費用 ○ 第四章 現行犯の豫審の撤回 ○ 第五章 現行犯の豫審の撤回の費用 ○ 第六章 現行犯の豫審の撤回の費用 ○ 第七章 現行犯の豫審の撤回の費用 ○ 第八章 現行犯の豫審の撤回の費用 ○ 第九章 現行犯の豫審の撤回の費用 ○ 第十章 現行犯の豫審の撤回の費用
- 第一編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第五編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第六編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第七編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第八編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第九編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用
- 第十編 公判
 - 第一章 公判の意義 ○ 第二章 公判の手續 ○ 第三章 公判の費用 ○ 第四章 公判の撤回 ○ 第五章 公判の撤回の費用 ○ 第六章 公判の撤回の費用 ○ 第七章 公判の撤回の費用 ○ 第八章 公判の撤回の費用 ○ 第九章 公判の撤回の費用 ○ 第十章 公判の撤回の費用

- 第一章 再審 ○ 第二章 非常上告
- 第九編 裁判構成法目次
 - 第一章 總論
 - 第一節 裁判所構成法の意義 ○ 第二章 通常裁判所と特別裁判所との關係 ○ 第三節 裁判所の組織並に種類 ○ 第四節 裁判所の管轄權 ○ 第五節 裁判所の管轄權 ○ 第六節 裁判所の管轄權 ○ 第七節 裁判所の管轄權 ○ 第八節 裁判所の管轄權 ○ 第九節 裁判所の管轄權 ○ 第十節 裁判所の管轄權
 - 第二章 裁判所の管轄權 ○ 第三章 控訴院の管轄權 ○ 第四章 大審院の管轄權 ○ 第五章 控訴院の管轄權 ○ 第六章 大審院の管轄權 ○ 第七章 控訴院の管轄權 ○ 第八章 大審院の管轄權 ○ 第九章 控訴院の管轄權 ○ 第十章 大審院の管轄權
- 第四編 檢事局
 - 第一章 檢事局の組織 ○ 第二章 檢事局の管轄 ○ 第三章 檢事局の職務 ○ 第四章 檢事局の職務 ○ 第五章 檢事局の職務 ○ 第六章 檢事局の職務 ○ 第七章 檢事局の職務 ○ 第八章 檢事局の職務 ○ 第九章 檢事局の職務 ○ 第十章 檢事局の職務
- 第五編 司法事務の取扱
 - 第一章 開廷 ○ 第二章 裁判所の用語 ○ 第三章 裁判の評議及言渡 ○ 第四章 司法年度及休暇 ○ 第五章 司法年度及休暇 ○ 第六章 司法年度及休暇 ○ 第七章 司法年度及休暇 ○ 第八章 司法年度及休暇 ○ 第九章 司法年度及休暇 ○ 第十章 司法年度及休暇
- 第六編 司法行政の職務及監督權
 - 第一章 司法行政の職務 ○ 第二章 司法行政の職務 ○ 第三章 司法行政の職務 ○ 第四章 司法行政の職務 ○ 第五章 司法行政の職務 ○ 第六章 司法行政の職務 ○ 第七章 司法行政の職務 ○ 第八章 司法行政の職務 ○ 第九章 司法行政の職務 ○ 第十章 司法行政の職務
- 警察法規目次
 - 第一章 警察法規の意義 ○ 第二章 警察法規の意義 ○ 第三章 警察法規の意義 ○ 第四章 警察法規の意義 ○ 第五章 警察法規の意義 ○ 第六章 警察法規の意義 ○ 第七章 警察法規の意義 ○ 第八章 警察法規の意義 ○ 第九章 警察法規の意義 ○ 第十章 警察法規の意義
 - 第一編 現行警察法規 ○ 第二編 全國通有の法規 ○ 第二章 各地特有の法規 (目次終)

監獄雜誌第八卷第十一號

論 說

●北海道廳官制改正と北海道監獄行政に就て

北海道廳官制改正の議は豫て傳聞する所なりしが、果せる哉本年十一月二日勅令第三百九十二號（十月三十日付）を以て之が發布を見るに至れり、通讀する所に依れば北海道に於ける各般の行政事務は多少の膨張進歩を見ると同時に從て各官の權限に於ても幾分か擴張せられたるは予輩同道前途の爲めに其發達を慶ぶと雖も獨り監獄行政の上に於ては今回の改正に對し予輩をして慷慨に堪へざらしむるものあるを憾む、請ふ左に卑見を開陳せん

抑も北海道に於ける監獄行政事務は從來其管轄權を二にし北海道集治監及同分監は内務省に直屬せしめ地方監獄は終始之を道廳所轄の下に隸屬せしめたり、就中集治監、分監は從來數回の變遷更革を経て當初内務省所轄の下にありしを或は一時北海道廳長官の管轄に屬せしめ後再び内務省に復歸せしめ昨年拓殖務省の設置に伴ひ同省の管轄に移されしも本年七月拓殖務省の廢止は端なくも從前の通り内務省の直轄に復せしものなりとす、而して以上數回の集治監管轄權の變更は要するに大政の方針、其間に存するありと雖も北海道廳長官の交迭は常に道廳官制の改正を誘起し遂に前述の如く數回集治監管轄換の結果を見るに至りたるの事情なきにあらず、然るに曩きに北海道廳官制改正の議の道路に傳るや或は同集治監をして道廳長

官管轄の下に屬せしむるやの風説行はれ然かも甚だ勢力ある議論にてありしやに傳聞し、余輩は心竊かに同道集治監の將來を杞憂したりき、否杞憂したる而已なちす却て之か反對に道廳所屬の地方監獄をして集治監と同様、内務省直轄に移されんことを希望したりしなり、開は他にわらず、國家刑罰權の發動即ち行刑權は國家自からが當然直接に之を監督し刑罰の公平確實を期せざるべからざることは既に識者の定論にして今更辨するを須いざる所なればなり、然れば一般の監獄行政は總て之を内務大臣直轄の下に置かざるべからざること亦素より勿論なりとす、然るに目下尙未だ府縣監獄費の地方稅支辨たるの止むなきより、始らく府縣監獄事務を府縣知事の下に屬せしむるの餘義なきに出づ、故に他日監獄費全部國庫支辨の曉きには必ず之を内務省直轄の下に一併するの必要なること余輩は今より斷言を憚らざる所なりとす、

然るに獨り北海道は由來其經費の全然國庫支辨たるに拘はらず同道の地方監獄をして道廳長官管理の下に定置するは穩當ならざるのみならず或は進んで集治監をも併て之れが管轄に屬せしめんとすの議論は苟も條理を外にするにあらざれば得て望むべからざる事に屬す、故に余輩は改正官制發布以前尙かに豫期したりき、道廳所屬の地方監獄をして内務省に直轄せしめ他日監獄監督統一權の好摸範を遺さるゝに至らん賦と而して余輩の豫想は大に齟齬し改正官制は依然從前の通り地方監獄を道廳長官の下に置きたりと雖も集治監を併せて之を長官の管轄に屬せしめざりしは聊か余輩の失望を深からしめざりに足ると雖も改正官制は前述の如く北海道の行政各般の事務は著しく之を擴張せられたるに拘はらず管り監獄行政に限り余輩の希望に副はざるのみならず寧ろ他の擴張に比し比較的萎縮の感なき能はざるは最も採らざる所なり何となれば改正官制に依れば現に典獄は道廳高等官中最下班にして從て其俸給も比較的低きは同道の監獄行政を輕視したるものにして彼是權衡を失するなきやを疑はざるを得ざるなり、假令は彼の警視の如きは警部長

の下に一警察署長として、將た警部長の配下にある者と、全道の地方監獄行政を直接監督の責任を有する典獄と彼是其班席を顛倒(舊官制に比し)したるか如きは余輩斯道の爲め遺憾なき能はざるなり、何れにせよ北海道廳地方監獄事務は今回官制の改正に依て格別の進歩なきのみならず寧ろ退歩の嫌なき能はざるを深く遺憾とせり、況んや改正條約實施以後は函館の如き外人拘禁事實の頻生するに於てをや、亦況んや目下現に在監人の日を逐ひ増加するの現象なるに於てをや

終りに臨み余輩は尙一言當局有司の注意を請はざるべからざるは典獄の交迭易置の事はなり、何となれば長官の交迭毎に典獄の交迭を見るが如きことは往々余輩の實見する所にして現に北海道廳官制改正の結果突如として道廳典獄に交迭を行はれたり、余輩素と前任典獄に對しては恩怨共に何等の關係あるものにあらざるは勿論、從て容易に其人の適否を論定する者にわらずと雖も前任典獄岡野正輝氏は久しく山口縣に典獄として多年斯の事務に經驗あるのみならず一朝榮轉して道廳典獄となり赴任以來日尙淺き今日、官制の改正と長官の交迭は端なくも同氏の非職を命せらるゝに至りては余輩局外者に在ては素より其理由を伺ひ知るを得ず從て又深く之を探究するを須いずと雖も長官の交迭の爲め容易に典獄の交迭を行ふ如き惡慣例は余輩斷して之を賛成するを得ざるなり、何となれば典獄の職務たるや相當の學識經驗の外、數百若くは數千の在監人に對する個人的性情を知悉するの困難且つ時日を要するの多きに於てをや、予輩は敢て道廳典獄たる前任者、後任者の適否に就て云々するものにあらずと雖も聊か記事の序を以て當局の注意を喚起せんとの微衷に出づ讀者幸に諒せよ

● 刑事と醫事との關係

(十月廿九日國家醫學會總會に於て)

小河 滋次郎 演説

井上 貞傳 速記

本日此國家醫學會總會の席に於て斯道の先輩大家諸君に對して聊か自分専攻の學術に關し卑見を開陳して清聽を煩はすことを得ますのは私の深く幸榮とする所であります就ては兼て會頭より御通知の次第もあり且つ斯道専門の諸君に對して卑見を開陳致しませうことは兼て私の希望致して居たことで有りませう故充分復稿の準備を爲すことも出来た譯で有りませうが此頃公務上無據至急に取調を要すると有りませうして其れが爲めに一日くゞ経過する内終に今日に至りまして復稿を整ゆることが出来なかつたので自分に取りましては甚だ残念の至りである諸君に對しては甚だ恐縮の次第で實は今日の講演は御辭退致そうと云ふ考へで有りませうが併し折角御約束を致して置いたこともあり本會に於ても色々御都合のあることで有らへて存じまして強て出席を致した次第で御座りませう其れ故に議論が極めて淺薄で有て且つ陳述する所の事柄が前後錯雜して終始貫通を得ないと云ふ事を免ぬかれない段は豫め御推量を請ふて置く譯で有りませう社會人衆の集まる所、時の古今を問はず洋の東西に論なく至る所に必ず犯罪若くは一般の意味に於ける罪惡なるものが伴ひ生じて之れが爲めに常に社會共同生活の基礎を紊さんとし或は各個人の安寧幸福を害せらるゝことに至るので有て實に犯罪パチルスなるものは容易に之を撲滅する事の出来ないもので有りませう國家に刑法を設けて刑罰を行ふの止むを得ざる所以と云ふものは之れが爲めで在て即ち刑罰の目的は犯罪を撲滅若くは其禍害を可成少なからしめんと欲するにあるので有りませう然らば如何にせば果して能く刑罰をして此目的を達し吾人及社會全体の福祉安寧を維持せしむることを得べきや此點は即ち大に吾人の攻

究を要する所でありませう古來より今日に至る迄の刑罰の沿革に付ては別に此處に委敷御咄するの必要は有りませぬが御承知の通近古即ち今を去る未だ七八十年若くは一百年以前に至るまでは各國共に非常に殘忍なる種々の刑罰を用ひ來たもので有りませうが今日に於ては文明進歩の結果として刑罰の如きもまだ以前とは全く其の面目を異にしたる非常な寛大なるものを用ゆる様になつたので御座りませう而して其或は殘酷なる刑罰を用ひ若くは今日の如き寛大なる刑罰を行ふと云ふことは兎に角時の爲政家が其時勢の必要に應じて之に依て犯罪を防禦減少するに適當であると認められたことは明らかでありませう然るに古今其刑罰を執行する所の成績に就て之を考へて見まするのに刑罰の寛嚴は必ずしも犯罪増減の上に著しき關係を有して居らないと云ふことを知ることが出来たので有りませう即ち刑は猛火の如くならしむべしと云ふが如き殘酷なる刑罰を行ふた所の中古の時代に於ても之れが爲めに別に犯罪者を減少したと云ふ様なことはなく又今日の如き比較的寛大なる刑罰を施行する結果に就て調べても之れが爲め敢て犯罪人が増加すると云ふ次第でもなく或は寧ろ國に依りては年々犯罪の減少を見ると云ふ様な實況で有りませう又犯罪なるものは時の古今文野の差別に依て幾分の増減あるを見るまで有りませうが不思議なるには犯罪の顯象は恰かも人間の出生死亡等の數の如く年に其數の一定したるものが在て其間自ら整然たる規則のあるを發見する事でも有りませう此を以て見ますれば今日に至る迄未だ此社會には犯罪の防禦を期するに足る適當の刑罰なるものが發見せらるゝに至らないと云ふことを知る事が出来又一には犯罪の顯象なるものは自ら空理想になる人爲を以て左右することの出来ない一自然法に基くと云ふことが知らるゝので在て此自然法と刑罰の關係が非常に密接なるものであり自然法を充分に研究して其理法を刑罰に適用するに至らない以上は到底刑罰の目的を達することが出来ないと云ふことが分るので有りませう

犯罪は人に依て生ずるもので有りませす即ち人の身体と云ふものが在て此處に始めて犯罪の現象を見るので有りませす、此人と云ふものは造化微妙の有機体で有て人間の精神と身体とは此有機体を組織する自然の理法に依て支配せらるべきもので在て決して精神をば身体から獨立して考ゆることは出来ないのと思はれるので有りませす犯罪の原因は主として精神上の働らきたるに違ひは有りませぬが此精神なるものは矢張有機組織の一である云ふ以上は犯罪を防禦するに適當の方法を講せんとならば宜敷有機体を組織する自然の理法即ち「ナチウルウィツセンシャフト」を研究しなければならぬので有りませす、然るに古來刑法の基は所は哲理に有りませして哲理の目的物とする所は人間の心性であるのである而して哲學家は只管人間の精神のみを絶体的に研究致して精神は人間の身体とは獨立して居るものである即ち身体の有機組織の上には殆んど關係を持て居らんかの如くに妄想して居たので有りませす隨て立法者の腦髓の如きも亦常に形而上の事のみ支配せられて單に重きを哲理の上に措く事有りませすから其力に成る所の出來事は總て獨斷、偏頗の事に歸着するを免がれないので有りませす今日に至る迄未だ適當の刑罰を發見せらるゝに至らないのも蓋し偶然でないと思はれるので有りませす

現に今日行はれて居ります所の刑法の如きも其の目的物としてある所のものは犯罪と云ふ一の事實で在て之を犯す所人は權兵衛で在ても又八兵衛で在ても總て平等に普通の能力即ち是非辨別の理解力のある一個の完全なる人間と見做しまして、此完全の人間が苟も犯罪と云ふ事柄を爲したるときには其犯罪事實の程度に依て平等に相當の刑罰を適用すると云ふ主義に成て居ります即ち犯罪と云ふ事實が主眼で在て犯罪人と云ふ人間は從て成て居るので有りませす、昔は「一罪一罰」の主義に在りて、其刑罰は古語にも其罪を惡で其人を惡とせずと云ふことが有りませす、現行刑法の主義は正さしく之で在て人間と云

ふ事には餘り重きを措て居らないので有りませす「ヂュスチティス」即ち司直の神と云ふものが有りませす、其其像を見ますと布で目を掩ふて右の手には劍を持ち左りの手には秤を持ちて裁判の公平を保つと云ふことを表はして居ります其布で目を掩ふと云ふことは即ち人間を見るときには愛憎偏頗の念が其間に生じて公平の判斷をすることが出来ない人間と云ふものには刑法上重きを措かない否重きを措てはならぬと云ふ程の事に現に今日でも其主義に成て居るので有りませす、我國の現行刑法の如きも全くこう云ふ主義の上に組み立てられて居るので有りませす故に立法者は勿論裁判官が犯罪を審問して刑を定むる上に就ても又行刑官即ち監獄官吏が犯罪人を處遇する上に就ても常に此主義に支配せられて居て十人十色のものを十把一括げに統轄致して其れで公平とか正義とか云ふものが保たれ又之に依て刑罰の目的即ち犯罪人を減少して社會の幸福を維持することが出来ると思はれて居るので有りませす刑罰の目的は犯罪を撲滅し少なくとも之を減少するにありと似たならば先づ犯罪の依て生ずる人間と云ふものを研究して其人間が犯罪をせぬ様にするを努めなければならぬので在て即ち犯罪者が無ければ犯罪は生せぬ譯で有りませすから刑罰の目的と云ふものは第一に犯罪人其者で無ければならぬので有る犯罪人其者に相當する所の矯正法を加へないで單に犯罪と云ふ事實を減少せしめんと計ることは百年黄河の澄むを待つと一般で在て全く正鵠を誤て居るので有りませす此關係を例へて申したならば丁度醫學の開けない時分に於て醫學の第一の目的として居た所のものは疾病と云ふ事實で在て病人と云ふ人間の上に重きを措かないで甚だしきは萬能醫を以て總べての疼痛を治し葛根湯を以て咳、痰、溜飲、腹下り等の一切の病氣に施こそうと云ふ様なもので有りませす今日の刑法に就て申して見たならば其功能は「キニー子」位なもので在て其れ自身としては或は或病氣に對しては特効あるもので有りませすようけれども之を以て萬病即ち總べての犯罪を醫治せんと欲し診

斷學も何にも知らぬ裁量者と一般なる司法官や又は司獄官に之れが配劑を托すると云ふ様なもので在て到底對床適切な療治を加はゆることの出来ないこと云ふことは分り切れた咄で有りませう。

そこで今日では文明進歩の結果として茲に現行刑法の基礎の上に變動を來たすべき時機に至たので有りませう。即ち前には刑法上犯罪と云ふ事實に重きを措たものが今日では關係が轉倒致しまして犯罪人と云ふ人間の上に重きを措かなければならぬと云ふことが分つて参りましたことで丁度進歩したる今日の醫學の上に於て疾病と云ふ事柄よりも病人と云ふ人間が主格と成るに至た様なもので有りませう。此事は今日の實況では刑法の上よりも寧ろ行刑の實際に於て即ち監獄の囚人を取扱ふ所の上に於て先づ實行せられつゝあるを見るに至たので有りませう。即ち監獄に於ては其拘禁する所の幾百幾千の囚人に就て種々の分類を爲し或は先天的犯罪人とか或は習慣的犯罪人とか或は偶發的犯罪人とかと云ふ様に區別を立てし之れに對して個人的に相當の處置を爲し又其結果として分房制即ち一房に一人を拘禁する所の制度を立てまして各個人に對して可成適切な拘禁矯治の目的を達せんことを努めて居るので有りませう。又刑法の上に就きましても年齢の上で或は精神上の實況に基いて犯罪者を個人的に幾分の斟酌を加はゆることに成て参りましたし且つ又歐洲各國に於て新たに制定する所の刑法採の上に付きまして所謂習慣犯者若くは先天的犯罪者なるものに對しては其犯罪事實の輕重に論なく永く之れを監獄に拘禁すると云ふ様な規定を設くるものあるに至たので有りませう。而して其如斯進化を見るに至りましたのは全く自然學發達の結果である或は國家醫學の追々發達進歩致して参りました結果であると思はれるので有りませう。御承知でも有りませう。伊太利の「ロンボルソー」……此人は元監獄醫で在て今はミラの大學の教授に成て居る人で有りませう。此人の創見したる「クリミナルアントロポロジ」即ち刑事人類學なるものは全く自然學の研究から出來たもの

で在て今日では此學派に屬する有名なる刑法家も澤山ある事でも有りまして其勢力の高かまるに從て刑法と監獄制度の上に向ても早晩一の大なる革命を加ゆるに至ることを免ぬがれない事でも有ろうと考へます。尤も此學派に於ては私採は随分反對の考へを持って居るので有りませう。兎に角自然學の堅固なる基礎の上に組み立てられて居るもので有りませう。我々如き唯形而上の學問のみを致したものでは俄に其眞偽を判定することが出來ないので有りませう。昨年「スイツツル」のゼチーブに於て刑事人類學の第四萬國會議が開かれまして私は我日本の政府委員を命せられて之れに臨席致しましたが此の會議の議事に上つた所の事柄は國家醫學會の會員諸君の御参考にも成る事柄が多いと考へます。から追て機會を見て本會に於て報告致たいとも考へて居ります。此刑事人類學の先祖で有りませう。「ロンボルソー」と云ふ人は元は監獄醫で在て監獄に奉職中に其職務の傍ら多數の犯罪人に就て或は其既往の來歴遺傳等を調査し或は其屍体を解剖致して犯罪人に固有なる機能組織の變形を認め其他種々の調査に依りまして此犯罪人なるものには何か一種特別の異徴あることを調査致して即ち人間の中に犯罪種族のあること云ふことを發見したので有りませう。

犯罪は一種の疾病である精神病的動作の一たるに外ならずとは既に古代に於て「ヒポクラテス」採の明言した所でも有りませう。又「プラトウ」と云ふ學者の如きも犯罪は精神の疾病なりと斷言し「ソクラテス」の如きも犯罪は遺傳であると唱へ又「アリストテレス」の如きも頭骸と精神は密接の關係のあるものであると云ふことを認定したので有りまして有機組織と犯罪の關係あることに付きましては敢て「ロンボルソー」に至て始めて發見せられたと云ふ譯では無いので有りませう。「ロンボルソー」の學說が多少其言を得ない所があるに致した所で一定動かすべからざる自然的の眞理は必ず其間に存して居るべきことで在て現に今日其勢力が刑法より監獄制度の上に事實と成て表はれつゝある以上は立法者は勿論司法官又は司獄官吏の如きも充分

能く此關係の在る所を研究致して有形學者と大に其力を合せて根本的眞正適切な刑罰を發見することを努めなければならぬので有ります。自國の眞實なる其刑罰の如何なるべきか、今日其刑罰に犯罪は必ずしも疾病にあらざる又犯罪と精神病とは其間に於て劃然たる分界のあると云ふことは疑ひもないことで有ります。けれども多數の犯罪人に就て調査を致して見ますものに必ず有機組織の上に付て何等かの特徵若くは畸形あるを發見し又神經系統の上に於ても別の人間と異た所のあるのを認めるので有ります。且つ監獄に拘禁せらるるものの中には割合に多數の……獨逸の學者の調査した所に依りますと在監人中十五「プロセント」の精神病者あるを見ると云ふことで有ります。……多數の精神病者あるを見る所に依れば疾病殊に精神病等とは素人の目には殆んど分別し難い程の密接の關係のあると云ふことを知ることが出来るので有ります。刑法は精神病者に就ては其責任を有せしめず即ち精神病で在て犯罪を致した場合に於ては之れに對して刑罰を施さないと云ふことに成て居ります。然るに今日實際に就て之れを見ますと精神病と犯罪の關係は充分分明に成て居らない、専門家の眼には充分判斷することも出来まいようか司法官の頭へは充分之れを了解せしむることが出来ぬ故に刑法に無責任の明文あるにも拘はらず刑罰を科せらるる即ち無辜に罰せらるるものは澤山あるので有ります。歐羅巴に於ては比較的司法官の如きも之れ等の點には最も深く注意を加はゆるので有ります。が、それでも英國杯に於ては毎年百人内外實際の精神病者が其精神病と云ふことが分らないで刑を受けるの不幸を見ると云ふことである。又獨逸杯では「タクトル」ヒテルの調査に依りますと百四十四人の眞性なる精神病者に就て僅かに三十八人迄が精神病と認められて刑の責任を免ぬがれ残りの百六人は無辜に刑罰を受けるに至るの實況であると云ふことで有ります。又同氏の説に概して百人ある精神病者中で裁判の際實際精神病者として認定せらるるものは僅かに二

十六人乃至二十八人に過ぎないと云ふことで有ります。我國杯では是等のことに關して未だ精密の調査あることを聞きませぬが恐らくは英國や獨逸に比しては一層無辜に罰せらるるものが多い割合で有らうと想像せられます。

今日我國に於ける監獄行刑の實際の上から我々當局者に於て最も必要を感じるの點は監獄に於ける精神病者の扱ひで御座ります。獨逸其他の刑法に置きましては裁判宣告後監獄に於て精神病に罹た處のものは其精神病たることの判然した場合に之れを刑から免除する即ち監獄を放免すると云ふことに成て居ります。蓋し人間が精神病に罹りましたときには之れは最早木偶と一般のもので在て監獄で刑罰を施した所で一向に刑罰の効能と云ふものが無いのである。刑罰は健全なる能力を有したる完全の人間に對して執行してこそ始めて其効のあるもので在て精神病者を監獄に繋ぐと云ふことは恰かも刑罰の目的物となる資格の無い木偶を繋いで置くと同じことで在て精神病者の如きは宣敷監獄以外に放擲すべきものであると云ふ事は法理上からも當然の次第で有ります。我刑法の如きも此點に就ては至急に相當の改正を加へねばならぬことで有らうと考ゆる之れは我々の口から云ふよりも寧ろ本會々員諸君杯の熱心に主張せられねばならぬことで有らうと考へます。今御咄する通り我國には裁判宣告後に於て精神病に罹たものを監獄から放免すると云ふ規定がない爲めに依然之れを監獄に繋いで置く而して其之れを處遇するの實況に就て見ますれば殆んど一も醫學上要求する所の設備を以て之れを扱ふと云ふことが出来ないので在て病者に取うては實に惘然も亦極まれりと云ふ有様で有ります。殊に我國の監獄醫杯の中に於ては精神病學をば専門に研究したと云ふ人も少ないので有ります。から事々物々精神病者に對しては其取扱ひが甚だ不充分であると云ふことを免ぬがれないので有ります。將來必ず我國に於ても精神病に罹たものは之れを監獄外に放還すると云ふこと

にならねばならぬと考へまするが、そう成て参りますると必ず監獄に於て囚人が精神病を虚構すると云ふこと
 とが甚だ盛んになると云ふことを免ぬがれないので有りまする而して其虚實を判定すると云ふことは一に
 監獄醫の責任で在て其任務は今日に比すれば一層重くなること云ふことを免ぬがれないのである然れば差向
 き今日に於て我々監獄當局者の目から最も必要を感じる所のものは監獄醫をして専門的に精神病學を研究
 せしめねばならぬと云ふことで有ります此目的を達するには最も此國家醫學會杯の力を藉りなければなら
 ぬと信じます

段々陳述致さするが如くに犯罪と有形學とは其關係する所極めて密接なもので有りまする今日我國に於て
 は刑法及び監獄則をば改正するの議は其筋にあると云ふことで有りまする完全なる根本的の改正を加へ
 様とするのには是非とも有形學者の力を藉らねばならぬことである今日正さしく刑法に向て根本的の革命を
 施すに最も適切な時機である此機會は諸君の眼前に迫て居ること有りますれば諸君は自ら進んで世機
 會を握るの覺悟を以て諸君は充分有形學者として責任を竭し又本會は本會の目的を達するが爲めに大に盡
 力せらるゝ所なけねばならぬと信じます又本會の事業として立法者なり司法官なり若くは我々監獄行政官
 に對して大に有形學的思想を養成せしむる様に御盡力あらんことを偏に希望致すので有りまする

●獄制論 一班 (第五回)

小 河 滋 次 郎 記述
 築 徹 速 記述

我監獄制度の改正に付きまして、種々の點に於て調査の必要がありと考へるけれども、今日此處で一々之を
 御話することは、到底時間の許さぬことでもあり、且つ既に長時間の御精聽を煩はしたことでありと考へる
 から、それ等のことは總て省きまして、先づ最も急に今日に於て、當局者の注意を要する點と認むる箇條
 を、一、二御參考に供したいと考へまする、
 第一には監獄衛生のことをござりとする、衛生のことは最も世人の感動を惹起す所のものであつて、殊に
 改正條約實施等の場合に於きましては、外人などが我監獄制度に注意をするに當つて、第一に研究を爲し、
 感じを惹起す所のもの、此監獄衛生のことであらうと考へまする、監獄に於て、比較的疾病、死亡の多
 いといふことは、何處も同じことではありませんが、殊に我邦の監獄は、最も甚しいやうである、即ち言
 葉を換へて申しますれば、監獄衛生の事に付いては、極めて不充分であるといはなければならぬので、此
 實況が曝露せらるゝに至りましたならば、如何に世人の感情を強く惹起すござりませうか、殊に外國人
 が、之れに對して如何なる感じを起すであらうかは、多言を須たすして明かなる所でありと考へまする、曾て獨
 逸の有名なる統計家、即ちエンゲルといふ人が、監獄に於ける死亡の比較的多數であるといふことを認め
 らして、監獄の刑罰の非常に慘酷であるといふことを評して、異名の死刑であるといふことを申しました
 又佛蘭西の學者などは、監獄の刑罰を指して、乾きたるギロチンであると酷評を下して、監獄は則ち及
 に郵らずして、死刑を執行する所であると申し居りまするが、是等の酷評を下すに至つた、當時の監獄
 の死亡の實況を見まするのに、即ち今日から三十四五年前の、千八百五十八年乃至六十三年の、六十年の
 統計表に據つて見ますると、獨逸に於ける監獄の死亡數は、千人に付いて三十一人六分の割合でありとす
 る、今日では次第に減少して参りまして、獨逸で最近の統計表などに據つて見ますると、死亡の數は二分

乃至二分五厘位に下つて居るのであります。然るに我邦の近年の統計表を調べて見ますると、明治二十年に於ては、全國の在監囚人を平均して、千人に付いて八十六人即ち八分六厘といふものが死亡して居る。又最近の調査に據りまするのに、千人に付いて四十九人六分、殆ど五分であります。若し各監獄に就いて調べて見ましたならば、或る監獄の如きは、千人に付いて百二十人、即ち一割二分の多數の死亡者を出して居るといふ始末である。彼の千人に付いて三十一人の死亡者を見て、監獄は異名の死刑執行所であるといふ評を下した、外國人の眼に、我邦の千人に付いて五十人乃至六七十人といふ多數を見せましたならば、何と評するでござりませうか、殆ど評するの辭なきに苦しむであらうと思はれます。監獄の衛生を進めるといふことに付いて、色々の點に注意を加へなければならぬといふことは明かでありますが、殊に衛生上最も關係の深いものは食物であります。歐洲各國の食物は、成るべく一般の保險食料に相當する。若くは近寄らせる方針で、營養物を給することになつて居ります。我邦に於きましても、一般に相應する一定の保險食料といふものがありませんが、試に此保險食料を取つて、實際監獄に於て給與して居る食物と比較して見ますと、其間に非常の懸隔があるのであります。即ち日本人の保險食料としては、蛋白質が九十六グラムなければならぬといふことに爲つて居ります。……是れは衛生技師の田原といふ人の調べであります。監獄の食物を分拆して見ますと、僅に五十一グラムしかない、又脂肪質は二十グラムといふ保險食料であります。監獄のは九グラムしかない、而して是れも比較的善良な食物を給與して居るといふ、警視廳の監獄本署に付いての調査であつて、各地方の實際を平均して見ましたならば、尙ほ非常に低い營養分であらうと信じます。此の如き有様でありますから、到底囚人をして、充分に營養を取らしむるといふことは、困難な譯で、營養不良といふ結果は、種々の病氣に感ずることが

容易であつて、竟には死亡統計の上に於て、驚くべき多數を見るに至るといふことを免れないのであります。尤も監獄に於て、成るべく相當營養に適する食物を給與したいといふことは、當局者の皆苦心して居る所でありますが、如何せん、監獄に於ての菜代は、一錢を超過することの出来ないといふ制限に爲つて居ります。一日一錢の菜代……此物價騰貴の世の中に於て、僅に一錢以内に於て、適當の食物を給するといふことの困難であるといふことは、誰も疑はない話であつて、是等の點に付いては、先づ根本なる監獄則から、改正を致して行かなければならぬのであります。其他檢束規律といふ事柄も、監獄衛生の上に付いて、最も關係のあることでありますから、大に注意を加へなければならぬ。第一には亦、監獄の人物を精選する、相當の俸給を支出して、相當の人物を採用し、且つ其職務を親切に勵行せしむるといふことに力めなければならぬのであつて、多數の監獄醫の中には、唯治療を行ひ、疾病あるの場合に、相當の藥劑を投することさへすれば、それで職務を全うしたといふやうな者を持つて居つて、大體の監獄の衛生といふやうなことに付いては、極めて冷淡であるといふやうな者も見へるのであります。是等の事は、當局者に於て、最も注意を加へなければならぬことであらうと考へます。

又監獄事務を根本的に研究し、其成績を擧げ、適當の改良を施すといふことに付いては、監獄統計といふことに、力を盡さなければならぬのである。統計といふことは、一般の社會學に對して必要であるが如く、監獄行政に對しましても亦、海國とも羅針盤とも爲るものであつて、之を利用するときには、其效用が非常に著しいものであります。我邦に於きましては、一般の統計も甚だ不完全であります。殊に監獄の統計といふことに付いては、一般に冷淡であつて、未だ今日に至るまで、監獄行政を研究するに方つて、材料と爲すに足る適當の、監獄統計を一も見ることが出来ない有様でござります。中央に於ても亦

地方に於ても、此監獄統計といふことに付いては、將來最も注意を加ふる所がなければなるまいと信じます、

監獄事業と一般行政事業の關係に付いて、單簡に御參考に申述べやうと思ひまするが、監獄の犯罪に對するの、唯一つの堤防たるに過ぎない譯であつて、犯罪の流注を防禦するが爲めには、尙ほ他に幾多の堤防といふものが設けてなければならぬのでありまする、即ち此堤防は一般の行政事業の範圍に屬して居るのであつて、或は國家が直接に、之に關係すべきものがあり、或は社會事業として、國家は間接に之を保護する、勸奨するに止まるものもあるものでありまする、蓋し總ての犯罪には、必ず其原因がありまして、原因には内部の原因と、外部の原因と此二つがありまする、内部の原因と申しますれば、人夫れ自身に固着して居るものであつて、即ち病氣であるとか、或は遺傳であるとか、天性に出でし人力を以て容易に之れを杜絶することの出来ないものでありまするが、外部の原因に付いては、行政上の注意に依つて、之を取除くことが必ずしも至難ではないのでありまする、果して原因によりて犯罪が生ずるものであれば、其原因を掃滅することが出来ましたならば、従つて犯罪を減少するに至るといふことは、當然の結果でありまする、貧困が犯罪の重なる原因であるといふことは、一般に認めて居る所でありまするが、之に對して救貧制度といふものが、整頓して參つたならば、乃ち貧困に生ずる犯罪の數を減ずることが出来まする、又惡風俗が犯罪の原因であるといふことが分りますれば、風俗を矯正する、又犯罪の多數が無教育に歸するといふことであれば、教育を普及せしむるといふことになりますれば、大に犯罪を減少することが出来まする、飲酒の習慣が犯罪の直接、間接に重なる原因を爲すといふことは、今日に於て確められて居る所でありまするが、此事に付いては歐洲諸國でも此習慣を矯正するといふことに、非常に行政

上苦心を致して居りまする、乃ち或は酒税を高くして、茶の税を軽くする、或は酒屋の主人に重い民法上の責任を負せしむるとか、或は料理屋の營業時間に制限を立てるとか、或は客の需要する酒の分量に制限を立てるとか、若くは公立の茶店を設けて、自由に労働者の技に出入するを許すとか、或は社會事業としては、禁酒會、節酒會といふやうなものを設けて、飲酒の習慣を矯正するといふやうに、此點に付いて大に盡力をして居りまする、又不潔なる記事を掲げて居る新聞、小説の類、其他芝居、或は種々の興行物などといふものは、風俗の上に付いて、最も影響を及ぼすものでありまするから、是等の點に付いても、追々嚴重に取締を立てるといふことに爲つて居り、今日では刑事の裁判所へ、婦人や小兒が傍聴に出掛けるといふことも、風儀上に害があるからといつて、之を禁止しなければならぬといふ説を唱へて居る者があつて居りまする、我邦で繩附の囚人を大勢連れて、市街を歩行させる、裁判所に往復の途中などで、往々見る所でありまするが、此の如きことも風儀上に付いては、實に有害なことであつて、唯り市街の体裁を害するのみならず、取締上最も不都合なことであらうと考へまする、又犯罪の豫防に付いて、貧民窟の改良を施すといふことが、最も必要であつて、其效能が著るしいといふことでありまするが、所謂居人は人の心を移すであつて、貧民窟と稱する暗黒な不潔の社會に棲息して居りまするが、竟には良民であつても、其境遇に制せられて、犯罪に傾くに至るのを免れないので、又暗黒なる場所は、犯罪を爲すに大に便宜があるのでありまする、或人の説に、貧民窟に街燈の數を増した結果として、犯罪の數を減ずるに至つたといふことがありまするが、之を以て觀望すれば、貧民窟を改良して、貧民の住み場所を清潔にし、明るくし、且つ相當の廣さを與へましたならば、其結果は大に犯罪人の減少を見るに至るであらうと考へられまする、我邦に於きまして、今日の東京に於ける、下谷の萬年町であるとか、或は芝の新網といふや

うな貧民窟は同時にまた犯罪窟でありますが、斯様な所を改良して、相當なる質素の長家でも建て、之を廉價に貧民に貸與するといふことになりまじたらば、是れも一つの救貧事業であつて、且つ犯罪豫防の上に付いて、大なる効果を見るであらうと思ひます。又今日に於て、市中の諸宿といふものが、非常に弊害のあるものであつて、風俗を紊亂する媒介と爲つて居ります。此の如きものが成立して居るといふのは、畢竟事情を知らない田舎者なきが、澤山都會に出て、奉公口を求むる者が多くあり、又は奉公を求めやうとしても、他に相當の紹介者を得ない爲めに、識らず知らず惡漢の窠に係るに至る譯でありませうから、是等の者に對して、相當の保護を加へるが爲めに、慈善家などを奨勵して、無手数料で相當に奉公口を紹介する、又親切に世話をするといふことをさせるやうにしなければならぬのであつて、此事は今日獨逸でも實行して、大に効果を見て居る所であります。又殖民を奨勵するといふことが、犯罪の豫防の上に付いて、最も效能のあるといふことで、是れは伊太利、愛蘭等に於て、非常に著しき好結果を見たのであります。私の考では、出獄囚を保護する場合などに於て、改心した善良なる者を選んで、殖民地に送つて、新なる生活を營ましむるといふことは、非常に有益なことであらうと考へます。又勞役場を公立する、即ち授産場の如きものを設けるといふことも必要でありまして、是れは物價の非常に騰貴する場合であるとか、或は冬分などに於て職業のなくなる場合に實行して、其效能を見るのであります。又祭典の取締といふことに付いても注意を要するので、賭博其他風俗に關する諸種の犯罪は、祭典に因つて生ずるといふは事實でありまして、此場合に其局に當る者が、少しく注意を致しましたならば、犯罪を未發に防ぐことが出来るであらうと思ひます。又我邦に於ては、今日まで餘り見ない所でござりますが、獨逸などに於て、統計上犯罪人は、月曜日若くは火曜日に於て、最も多く生ずるといふ事實でありませう。

何が故に然るかといふのに、あちらでは勞働者に賃錢を與ふるのに、土曜日を以てするといふことに爲つて居ります。即ち土曜日に貰つた賃錢を、其晩若くは日曜日に至つて使拂ひ、酒を飲んだり、女を買つたりして、種々の贅澤を盡す結果といふものが、竟に犯罪と爲つて、それが月曜日若くは火曜日に至つて、現はれるといふことが分つたのであります。それ故に賃銀を土曜日に交付するといふことを改良するといふ議論が、今日行はれて居るのであります。此の如く色々犯罪を豫防する上に付いて行政上注意を要する點が澤山ございますが、其中に於て最も功能があり、且つ急務であるのは、不良少年を感化するといふこと、出獄人を保護するといふこと、此二つでござります。

感化事業と免囚保護事業とは、動もすると、同一に混同するの恐れがござりまして、其性質は全く違つて居るにも拘はらず、或は一つの會社なり、一つの力に依つて、此二つの事業を同時に行はうといふやうな考を起す者が間々あるのであります。地方などに於きましては、或は保護感化會社といふやうなものがあるものでござります。是れは抑々其性質を誤解したるに出でたものであつて、實行する上に付いても甚だ危険の次第であるのであります。素と感化事業と保護事業とは、全く其性質を異にして居る所のものであります。従つて其組織方法も全然異ならなければならぬのであります。感化事業は寧ろ國家的事業に屬して居り、保護事業は社會事業、即ち慈善事業の範圍内に在つて、國家は決して之に干渉すべきものでないものであります。

感化事業の最も能く整頓し、發達して居りますのは、英國でありまして、其成績が非常に著るしいのであります。即ち英國に於きましては、近年幼年者の犯罪が非常に減少し、従つて總て犯罪人の上に付いて、其數を減するに至る結果を見たといふのは、全く感化事業の効果であると言つて居るのであります。

英國に於ける感化事業は二つに分れ居りまして、一つはレホルマトリースクールと申して、此處へは犯罪に陥つた不良の少年を收容感化いたして居る、一つはインダストリアル、スクールと申して、此處へは乞食であるとか、其他両親を失ひ、他に頼り所のない無告の孤兒を收容して、教育を授け、職業を教へて居りまして、總て國家の費用を以て、之を管理して居ることでござりまする、其他歐洲大陸諸國に於きまして、以前は總て會社なり、一個人なりの事業に任して居りまして、其方の側で發達進歩して來ましたが、今日では尙ほ此上に國家が力を盡して、自ら感化事業に當つて、之を力めるといふことに進んで参りました、内部の組織に付きましては、従前は重にも親族法と申して、家族的に管理して参りましたが、其後スクールのシステム即ち學校法、或はミリテールシステム即ち兵營法といふやうなものが發明されました、各國其信する所に據つて、益々研究を悉くして居るのであります、私の調査した所に據つて見ますると、孰れの方法も一長一短あるを免れないで、若し我邦に實行する場合に於ては、此三つのシステムを混和したならば、適當の方法を見ることが出来るであらうと考へまする、

(未完)

出獄入保護

●同名異人の間違 (囚人の通信) 天福堂主人

懲役終身の出獄者某あり幼にして父母を亡ひ近親漸滅漸く一人の叔母遺れり生家より出でたる人にて亡父母に代て彼を育養せしものなれば恩愛上よりも之を親に比して奉養なさんと志し彼が改悛の途に進みてよきは屢ば書を寄せ時としては贈金さへ致せしと三四度ありしに不圖叔母の返信は絶へたり、爾來再三發信

するも更に返信なく彼は痛く心を悩め繰返し發信せしに遇ふ叔母は返信せり、然るに前日とは全然意義を異にし甚だ怒れる文章を以て云へり足下より再三の書信あるは何に故か抑も足下と我と何等の關係ありや甚だ迷惑の至なり自今決して通信を來らすと勿れど、當時予も教誨師の職に在りて此の來信を參閲せり彼は殊藝ある者なり才量あるものなり惡好は勿論惡好なりしも近年著しき謹慎の行爲を以てし爲めに警守官の注目せらるゝと多かりし一人なり此の返信を參閲したる當時予も斯く觀察したり彼れは得意の狡智を弄し宜しく親族の關係密着を假裝し特赦出獄後の生計方途を明著にして視察官の信を買はんがために叔母ならざるものを叔母と假稱し巧みに善を偽りしものと(當時樺戸に在られし看守長草刈君藤田君鬼丸君春日君は御記憶あるべし)

爾來彼は發信の爲すべき様もなければ此儘に打過ぎたり 彼亦今春の大赦により放免せられたり右の次第なれば他に便るべき者なきものから予が家宅に來たり宿れり彼は鍛冶を業とせり直に相當の工場を得日々其業に就けり、然ども彼頻りに叔母を慕ふの念已み難く予亦之を誘導し兎に角彼れを叔母の門戸にまで至らせ安否を問はせ其怒を解くは親戚間を調和する必須保護方法と意思して之を其門に送りたり、聽て彼は歸り來れり、彼れは雀躍手の舞ひ足の踊るを知らぬ喜悅を以てせり、彼は叔母の門を訪ひしに彼か豫想よりは見奇麗なる家にて格子戸を立て中に二三の若き女下駄あり戸札も某とあれば入て靜に案内を乞ひたるに若き婦人は出て答へぬ、彼は叔母に面會を乞ひ且つ懇懇に過去の不始末を詫び挨拶せしに若き婦人は更に不審の様子をなし足下は何れより來り且つ何人を尋ぬるやどのとにより「叔母を」「叔母とは誰を」とのこにより「叔母の金井おさく」と、此時右の若き婦人は一層不思議の面相にて金井さくは我が身なり足下は誰ぞ何地より來りしかと相互に只だ不審を極め、そこへ

暇を告て歸去りたり彼れ愈よ不審晴れやらねは再び戸札を見るに門達にも非ず、之より遠縁の者を尋ねしに太く彼を歓迎し且つ叔母を尋ねしや叔母は近年足下より音信無しとて甚だ心を煩はし屢ば噂をなせりと於爰先きの頼末を語りしに縁者は更に不審を重ね終に縁者の案内にて叔母を訪問せしに豈に圖らんや異なる家に導かれ正さしき叔母に面會し爰に目出度叔姪再會の喜悅を爲せり、

再び之を探ぐるに叔母が住へる町は某河。岸某番號なるが是と程遠からぬ所にて同町同番地に同姓同名の婦人住居せるなり豈に又稀有のことならずや、事少しく錯雜に渡れば之を他語にて説明せんに例令は抑原河岸十番號に金井さくなる者住居ひ又柳原町十番地に同姓同名の婦人住居せるなり、而して柳原町は世間一般に知り渡れる町名なれば、よし人ありて柳原河岸何番號は何處なるやと問ふも多くは指教するに柳原町何番地を以てせりと云ふが如き有様たる也其の行違の生ずる決して無理ならぬこと知らるべし

彼れが數回の通信中何の時に加右番地と號地とを誤り書きしより此の行違を生せるとなれり、爰に怒れる返信を送りしは右の若き婦人にして一姪の音信なきを泣きかこちしは此の老婦人にてありき、爾來彼は精業謹慎にして老叔母を奉養せり幸にも彼がためには遠族中に相應の資産家あり共に相助けて一家を爲すに至れり

是も亦先づ彼が活路を定め漸次心を養ひ親戚の信を厚ふ爲したる結果ならんか一人の悲劇を全うし世には斯かる間違もあるものなれば警察官監獄官が犯罪人を所遇するには寛容に公平に最も精細なる觀察を下だすの緊要を感ず若し右事實の如き一片の返信を以て信を確め彼をして眞亦な偽善者として所遇し、らんには彼がためには如何に多くの不幸を加へしならん。

録

● 刑罰及犯罪豫防論 小河岳洋

● 先生の序

維新以來年を閱する僅かに三十年消々として洗れ來る文明の進歩は恰も急激なる河水の如く古制古格を洗滌し去り改良の聲革新の響きは殆んど社會の根底に透徹して將に餘蘊なからんとす於是乎文物燦然東洋の日本たるの名は早く既に過ぎ去りて將に世界の日本たらんとす豈亦偉ならずやそれ然り然りと雖も世上の獨り監獄改良を唱道せる者未だ甚だ多からざるは抑何ぞや是れ乃ち文明の一汚點たるにあらざるなき乎ギンツ曰く一國文明の程度は監獄の良否によつて卜するを得と蓋し千古の格言なり革新の聲改良の實をして乞ふ進んで闇黒隠々たる獄裡にまで透徹するを得せしめよ

タラツク氏は獄事社會に於ける木鐸にして其英名隆々今や四海を壓せんとす而して其論公正其識斬新その著能く世に行はる刑罰及犯罪豫防論の如きは特に氏が經營苦心の結果にして章を分つ事十有七刑罰の

根底を論じ犯罪豫防の心髓を究め免囚保護幼年感化等に論及し而して又歐米に於ける現今行刑上その弊害を摘發論究し敢て忌憚する所なし然かも徒らに學理に偏せし經驗に流れざるは眞に斯業に於ける良著たるに背かずと云ふべし

今や世上漸く監獄改良を唱道し來るもその智識を經驗に乏しく好著を待つもの急なるに際し同情會は大に此に見るありタラツク氏の刑罰及犯罪豫防論を翻譯上梓して世に公にせんとするは實に此れ好期を得たるものにして恰も燃なんとする薪に油を注ぎたるが如き乎蓋し此れ監獄改良に於ける好指鍼たるや決して疑ふべくもあらぬ也この書の翻譯せらるる既に佳なり而して同情會より上梓せらるるに至りては更に大に佳なるものあつて存す。抑同情會なるものは北海の僻隅に呱呱の聲を放ちたるものにして世上此を知るもの甚だ少なく斯業に關係を有する人士も尙大に注目せしなきを疑ふ然れども同情會が斯業に効果を興へたるは今や決して掩ふべからざる事實にして乃ち原胤昭氏留岡幸助氏の如き實にこの會の主張者にてありき世人は罪囚に對するに愛忍薄倫も野獸を遇するが如き時に際し愛憐同情の念を以て能く

被等に對し其の省に冠するに同情の二字を以てせしが如き余輩實にその識見の高くして偉なるを嘆羨せずんばあらずる也。トロー子「曰く監獄事業の大根底は可憐なる囚人に一掬の涙を注ぐ同情の心なり如何に失敗し墮落したるものも忽ち奮起奮興すべしと嗚呼此の心あり以て罪囚を悔悟遷善せしむるに足る思ふに同情會がこの書を翻譯上梓せる只に社會問題の好材料監獄改良の好指針たるを期せしのみならず亦將に衷心禁じ難き罪囚に對する同情の意に出でざるなき乎余等がこの書の翻譯を佳とし特に同情會より上梓を佳とするもの實に此れが爲めのみならずかくの如くして此の書出づ世の斯業に志あるの士この書によつて監獄改良の急務を悟り免囚保護幼年感化の必要を察し併せて罪囚に對する同情の念を興起するを得ば一は以て著者と同情會との本志を全ふし一は以て文明の汚點を洗滌するに至るべし然らば乃ち燦然たる文物一層の光輝を發揚するを得て眞に日本をしてその外形に於ても内容に於ても共に世界の日本たるに耻なからしむるに至らん乎聊か蕪辭を叙して卷首に辨すと云爾

小河岳洋生識

●新刊刑罰及犯罪豫防論
 有名なる多羅甸氏の名著は出版既に成れり吾人亦之を播き斯道講究の好材料なるを認め本書の出版を少なからず斯道當局者を益するものと信じ世道の補益たるを謝す。卷首の肖像、深厚高雅なる著者の温顔、博識卓見の抱負を表はせり。羅列する論目は書名の問題と論じ盡せりと云ふべく、殊に譯文は霽月堂主人松尾音次郎先生に由て成れり。先生得意の筆を弄し、文章流暢、優に其意義を精義せられ普通譯文体の難澁文なきは讀者をして大に満足せしむるものあり、原著の價值に至ては小河岳洋先生の序文既に之を云はれたり、記者爰に該書の論目中殊に吾人の注目と曳けるものを抜摘し同好の士に之を紹介なさんと欲す。一、懲罰の目的、二、同會の目的、三、罪惡及貧困を滅却するに必要なる原則（慈善法を以て過重するの弊、似非慈善と他の良民の費用、國家の勤と個人の勤、監禁及作業に關する一般の誤謬）、四、監獄制度は一般に不完全なるを論ず（歐米各國監獄の實狀、監獄の秘密と弊害、雜居房、監獄に於ける亂暴）

- (3) 分房隔離法并階級法を論ず（要素、意義、失敗、疾病過りたる反動の勢力、刑罰と改良感化とは區別せざる可らず）
- (4) 無期或終身監禁を論ず（輕卒なる認定、殘酷なる實例、死刑に代る刑罰の重力）
- (5) 慣習的犯罪者を論ず（實驗、監禁に對する諸説、不規律なる刑罰の無効、英國の失竊、遺傳的窃盜犯者の特質、監視の効益）
- (6) 監獄作業（主として大局の結果に注意すべし）
- (7) 司獄官（適當なる司獄官を得るの困難、安なる司獄官の感化、看守に及ぼす善良なる感化、高等司獄官と其感化力、善良なる俗人の感化力）
- (8) 組織的監獄視察を論ず（監獄訪問者、觀察事情、監獄を眞情より思ふ熱心の必要、俗人有志家）
- (9) 出獄人保護を論ず（吾人の胸中に有すべき二個の目的、有志家と司獄官との運動の一致、委員、感ひ易き人、一時の保護所、教會と出獄人、監獄外に於ける改良的感化力）
- (10) 宣告を論ず（刑罰に對して獨立なる勢力、評議と熟考の効益、監禁するところをべしとの宣告）
- (11) 監禁に代るに罰金と強壓的役業を以するを論ず

- (12) 肉刑を論ず（肉刑に對する所説、穩當なる肉刑の効益、古代の智慧、豫防は懲罰に優る）
 - (13) 監禁に代るに假放免及試練法を以するを論ず
 - (14) 警察、特に賣商酒店娼妓及犯罪豫防に關したる、警官は監獄官よりも一層効力あり、パリス警察法の不充分、警官の自助、公衆協力の必要）
 - (15) 結論
- 監獄學會に對して
 吾人の希望を述べ、碌々生夫れ監獄學會は斯道の先覺者として吾人を扶掖誘導し尙同人社會の耳目を以て自任し夙に改善の道を講じ以て世に裨益を與ふると少からざるに依り余は謹んで茲に感謝の意を表し更に一箇の希望を述べんと欲す

す开は他にあらず此國家的たる監獄事業は是まで社會に冷遇視せらるゝのみならず政府に於てすら或は之を輕々に看過するにはあらざるかとの感なきにあらず然るに待ちに待つたる對等條約の實施は目前に迫りたるを以て此際改良若くは研究を要するもの多々之れあり此秋に方り其事業を政府にのみ一任して顧みざるは吾人の採らざる所なり因て本會を今一層盛にし評議委員若干を置き又各地方にも四五名を選んで地方委員となし互に氣脈を通じ各地方に於て生じたる問題又は講究を要するものは本會の決議を求むるの價值あるや否やを評定し其價值あるものは本會に提出し其決議をば本會の雜誌に掲げて汎く會員の閱讀に供すれば其裨益ある實懸應答の比にあらず實際改善の効を奏する上に於て余は大なる便益あることを確信す請ふ學會之を容れよと云々

●看守の教習

看守教習の件は明治二十三年十月内務省訓令第七一〇號を以て其標準を示されたるを以て各府縣に於ては大體之に依準して教習し來りたる由然るに各地方ともに近來看守巡查の志願者少く其れが爲め教習生

は嘗て看守の定員外に置かれたるも格別其効なく常に定員すら補充に苦しみつゝあれば當局者に於ては大に苦心せられ教習生中前に看守以上の監獄官吏たりし經歷を有する者及學術の素養ある者に對しては教習の期間を短縮するも差支なきや否を其筋に費したる處新に採用したる看守の教習は假令監獄官吏たりし經歷ある者又は學術の素養ある者と雖も全然之を省略するとは相成らざるも其教習期間を短縮するは差支なしとの旨を答へられたる由なれば此等の者に對しては其經歷及素養の如何に依り一週間の教習と雖も職務を執るに差支なしと認むるを得ば試験の上實務に就かしむるを得べし又教習の期限は二月月なるも看守に欠員なきときは假令二ヶ月以上教習生として置くも敢て差支なかるべしといふ要するに該規則は標準として出されたるものにつき多少之れが期間を伸縮するも支障なきものならん

●在監人に對する書類の送達

在監人に對する書類の送達は民刑訴訟法の規定に依るべきは勿論なれども豫審終結決定書の送達に就ては實際家の中に往々見解を異にするものあり九州地

方に於ける某監獄の如きは執達吏をして直に被告人に送達せしむべきものと解し其時々態々被告人を調所等に引出し執達吏に面會せしめて之を受取らしむるが爲め屢々時間を費し執達吏に於て迷惑を感ずるとある由然れども刑事訴訟法第八十四條の如く特に執達吏をして本人に送達せしむる規定あるものも外は同法第十九條に依り民事訴訟法の規定を準用すべきものとす既に民事訴訟法の規定を準用するものとせば被告人に對する豫審決定書も亦監獄の首長に送達すべきものにつき其送達ありたるときは典獄又は支署長之を受取而して後被告人に交付すべき筈なるを以て敏活に送達するを得べし果して然らば執達吏をして空しく控居らしむる等の不都合なかるべし若し直接被告人に送達せしむべきものとせば在監人の事ゆへ檢束上其他の都合に依り多少時間を費すは勢ひ免がれざるなり然らば則ち今日に於て之を考究するは敢て無益の業にあらざるべし否文明の今日に在ては時間を徒費するとなきを力めずんばあるべからず惟よに該送達書被告人宛なるを以て直に被告人に送達せしむべきものと誤解し執達吏に於ても亦其誤解を免がれず唯時間を費す點のみ迷惑に思ひ居た

るものにはあらざる歟兎に角本件に就ては其筋の同指令をも見出したるを以て左に之を附記して以て實際家の參考に供す

兵庫假留監伺 (明治廿四年七月十七日)

刑事訴訟法第八十四條に拘留状を受くべき被告人既に監獄署に在るときは執達吏をして之を本人に送達せしむべしと有之抑も在監人に係る渾ての書類送達上の件に付ては舊治罪法施行中過る明治十六年七月十四日司法省丙第四號を以て監倉若くは獄舎に在る被告人へ送達すべき渾ての書類は裁判所より監獄署へ送達の手續を囑託し云々と特達の義も有之候處刑事訴訟法施行の今日に在ても尙在監人に送達すべき渾ての書類は依然丙第四號達に依り可取行ものど存可然哉又は執達吏に於て自から獄舎に就き直接に本人に送達すべきものに候哉果して然らば自然檢束上にも影響を及し候に付其手當を爲さざるを得ず如何相心得可然哉相備候條至急何分の指揮を仰候也

司法省指令 (明治廿四年九月十六日)

明治二十四年七月十七日第五八號伺在監人へ書類送達方の件は刑事訴訟法第八十四條の如く特に送

選方を定めたる場合を除くの外は同法第十九條に依り民事訴訟法第四百十條の規定を準用すべき儀と心得べし

●小河滋次郎氏警察官教科書序文

貴著警察官教科書稿本御送付被下一と通り拜讀仕候處各必要科學の配列秩序の井然たるは勿論論旨公明繁簡其宜しきに適ひ殊に縱橫新學說を包羅して科學的諸般之難問に對し平易流連の解説を下されたるが如き著者蘊蓄の深くして用意の到れるを見るに足るべく御丹精の程敬服の至に候今や這般有益の良教科書に渴望しつゝあるの時に當り殊に斯社會に信用ある貴下の手に由て本書の發刊を見るに至り候は、非常の歡迎を受くべきこと必然に有之欣慶此事に御座候乍序一言鄙見のある所を申上候へば本書は其題名に於て單に警察官而已に適用せしめらるゝの目的を以て編纂せられ候様被察候得共御承知の通り先般發布相成候巡查看守考試規程に依れば研究の科目は警官と獄務官とに於て殆んど同一と見做して差支無之若し本書が警官に對して必讀の要ありとすれば獄務

官に取りても亦名題の如何に不拘實質に於て考資必須の教科書たるべしと確信仕候間何とか我監獄社會にも本書を普及せしめ候様致度此邊の御工夫切望の至りに候返壁に際し愚見申添度如斯に候敬具

十一月九日 新居學兄侍史

●看守給助例の解釋

曾て看守を奉職し勤続十箇年以上にして退職し終身年金を受けたる者再び看守となり其奉職中不都合ありたる爲め懲罰免職せられたる時は再勤の勤続に對する退職給助を受くるを得ずと雖も前に受けたる給助は消滅するものにあらざる乎此問題は頃日實際家の中に相起り或は積極論を唱ふる者あり或は消極論を主張する者ある由然れども給助例中に一旦與へたる給助を剝奪するの規定なきを以て之を剝奪するを得ざるべし但し第八條には左の各項に該る者は給助を受くるを得ず(一)公權を剝奪せられたる者(二)懲罰により免職せられたる者、との明文あれども其懲罰により免職せられたる者とは之を本問の事實に徴すれば當に再勤の給助に該當す

るも前に受けたる給助を剝奪するを得ず其公權を剝奪せられたる者に在ては刑法第三十一條に剝奪公權は左の權を剝奪す(一)二略す(三)勳章年金位記貴號恩給を有するの權との規定あるを以て此場合に於ては既に受けたる年金の權利をも剝奪せらるゝと勿論なりと雖も懲罰免職せられたる場合に前に受けたる給助則ち年金權をも剝奪するを得べきものと解釋するに於ては尙に賭易さ不都合の結果を生ず例へば本問の場合に於て再勤中或る輕罪を犯したる爲め禁錮に處せられたりと假定せよ此場合に於ては刑法第三十三條の規定に依り別に宣告を用ひず現任の官職を失ひ其刑期間公權を行ふとを停止せらる而して給助例第九條に左の各項に該る者は其時間給助を停止(一)略(二)公權を停止せられたる者との明文あるを以て既に受けたる給助を停止せらるゝも其權利を剝奪せらるゝにあらず然るに刑罰の結果に出たるよりも數等輕き懲罰免職の場合に於て前に受けたる年金の權利を剝奪せらるべしと論するに至ては比較的論法を以て見るも其誤謬に出たると明かなり况や給助と雖も既に與へられたる以上は本人權利に屬し則ち政府に對して年金を受くの權利を有したるも

のに付之を剝奪し若くは停止する明文なきに於ては決して年金の權利を阻害せらるゝとなし故に本問題に對しては再勤中假令懲罰免職せらるゝも前に受けたる年金の權利を失ふべきものにあらずと確信す聞く所に依れば其筋に於ても亦予輩と同一の解釋を持せらるゝと云ふ

●監視引取人に就て

我刑法に於ては重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ゐず各短期の三分の一に等しき間監視に附す又或る輕罪を犯したる者は若干の監視に附すと各本條に於て規定せり此主刑に併せて監視に附せられたる者主刑の執行を了り滿期出獄の際住居なく又は引取人なく又は住居遠地に在て歸着するの資力なき者は刑法附則第三十二條の規定に従ひ之を監獄の別房に留置せざるを得ず其三箇の場合中住居なく又は住居遠地に在て歸着するの資力なき者は措て論せず茲には唯引取人の有無に就て聊か論辨を試んと欲す爾れに被監視人に於て親族故舊を有せずとせば則ち己む荷も親族故舊ありとせば當然引取らざるを得ざる者若くは好意上引取人となる者あるべし然らば當然

は吾國の五厘程に當る以下略す)即吾國の四十錢程を徵收せらるゝなり又被告人に在ては此外に辯護士又は證人參考人等の日當を事件の難易輕重に依り科せらるゝと雖も此は概算にして細に精算する時は尙裁判所の建築費より判檢事務憲兵警察官等の給料をも負擔せざるべからざる事なり

拘禁費 は右の如く規定しあれど予經驗家に就て實際徵收する處の狀況を開きしに徵收すべき囚人の全体に對せば十分一も納付する者なく而して之れが拘禁費を調査し或は徵收方に就き他の官衙に照會往復する等の吏員其他の諸費を計算し彼是差引する時は管だに國家の負擔を補償する能はざる而已ならず之が徵收に要する處の官吏其他の諸費をも充たすに足らず所謂骨折損の草臥れも受けならざたしも結局盜人に逐ひ錢たるに過ぎざるなりと徵收の實況、已に如斯困難にして其目的に適はざるより此項は寧ろ之れを廢止するに如かずとの議論を頻りに唱へ若し之れを全廢する能はざれば此費用を實際在監人の負擔に堪へ得らるべき迄に輕減し且徵收の手續を省略し以て之れが實績を計らざるべからずと論ずる者あり

此の徵收方は、始め監獄に於て取扱ひきたりたりしが現今は此の事務を裁判所に移し執達吏をして徵收せしめ其の金額は普通の諸税とひとしく收税部に納付するなり然れども監獄に於ても入監者あるときは其携帯するところの被服其他の物件は短期刑者にして出監時着用せしむる時衣の(長期刑のものなるときは悉皆賣却す)外一切賣却の上拘禁費に充てるを以て其領置庫なるものを視れば殆んど空閑にして吾國の如く累々堆積しある事なし尤も此短期刑者に出監時着用せしむる衣類を殘し置くは行政官の手心の處分にして表面から云ふ時は矢張り總を賣拂ふ事なるを以て何くも同し行政官中に杓子常木を頑守し是等の手加減をも加へずある丈のものを賣拂ふ者あるより短期刑の者が放免となる時は貯蓄工錢もなく衣類一枚もなく素裸体にて逐ひ出さるべからざるが如く不都合を往々生ぜし事あるより此弊害を防がん爲め近頃普國政府は別に訓令を發し刑期三ヶ月以下の者の携ふる金品は其郷里に歸着するに足る丈の旅費及着衣若くは着衣を購ふ丈の金額は徵收するを得ず而して其金額は「マルク」(吾國の五圓程)を限りとし

其以上を總て徵收する事とはなれり尤も工錢は決して徵收するを許さず何となれば工錢は恩惠主義に出づるものなれば囚人の手に渡るまでは只誰々の分として記帳し置くものにして實際囚人の手に渡り始めて彼れの所有權發生するものなれば夫れまでは所謂條件付所有にして未だ全く囚人の所有に非らず隨て之れを徵收すとの理由なきに因るなり工錢の主義已に如斯なれば獨り拘禁費に徵收する能はざるのみならず民事上等に於ける差押物權の目的物とならざるは勿論なり

「バアデン」と云ふ國は同じ獨逸聯邦の中に於て且小國なれども概して富饒なるに依り此拘禁費を納むる者多しと聞きぬ

予謂らく 彼の國人は此拘禁費を徵收するの困難や差引勘定に割合はぬとて廢止すべしと廢さぬと論ずれども彼等は何事にも利に敏き方なれば無理ならざれど如何に利に敏きにも程こそあれ刑罰の執行を以て商法を營むものど心得ることを誠以て言語同斷の至りと云はざるべからず予は勘定に合ふが合うまひが寧ろ之れを廢止するの至當なるを認むるなり何んとなれば國家が國權の作用に依り國

家の利益の爲め人身の自由を、し公力を用ゐて之を強制的に拘禁する者に對し之れが費用を徵收するが如きは抑も謂はれなき事にて不條理の甚しきものなればなり然るに之れが損益の上から存廢を決せんとするが如きは沙汰の限りと云ふべきのみ

尤も歐洲治獄家中にも往々此義の然るべからざるを覺知し吾國に去る法律なきを賞揚し且羨望する者少なからざりしなり

●囚人に食物を購求せしむるの利害

囚人に食物を購はしむるとは何れの國に於ても大底許しあり而して其理由とする處は營養の幾分を補足する事工業を精勵せしむる事行狀を善良に導く事等にありて此三者中最も重きを置き又最も實効あるものは營養を補給するに在り此方法たる理論より云ふ時は固より適法には非らじ所謂一種の便宜に出でたるものなるは何人も認むる所なり蓋し便宜法なるものは畢竟法律や規則が不完全にして事實に適せざる時に於て其缺を補ふ爲めに行ふもの即ち曖昧姑息の手段と云ふべく決して進歩的の

ものに非らざるなり左れば今日の如く監獄學の進歩したる時代に於て漸次之れを廢止する事を講究するを要すべし

博士「クロー子」氏は、此講求食物の廢止論の主唱者にして其主旨とする處を聞くに今日監獄の進歩は已に改良に改良を加へ囚人等の身体健康を保全するに足る丈けの營養は相當に官より支給しあれば今や斯かる便宜法を存じ置くの必要なし否甚だ不都合なり且彼惡漢等は曾て社會の安寧を害し良民を苦しめ監獄に入りたる爲め其家族等の中には往々凍餓に迫り悲境に陥入りつゝある者あるに彼等は却て獄舎に在て安然座食し而かも其上に贅澤にも他の食物を購はしめ飽食せしむるが如きは不條理にして惡漢を懲治するの適法に非らずと云ふに在り併しながら氏の議論に對しては監獄醫中に多く反對する者あるに因り未だ實行するに至らずと雖ども予か見る處に依れば其趨勢之れを廢止する蓋し遠きに非らざるべしと思ふなり

普國內務省の意見は「クロー子」氏の議論を容れ之れが斷行を希望し客年の春頃なりしと覺ゆ廣く監獄社會の意向を徵せしに司獄官の多數は「クロー

子」氏の議論に同意を寄せしも監獄醫には矢張り反對者多數なりし尤も中には折衷したる説を提出して云へる様若し行刑の理由として是非に廢止せざるべからずならば責めては刑期二年以上にして行狀善良の者に對し一定の食物の外是れまで購ひ來りたる丈けの食物を官より給する事とせられたしと故に内務省に於ては尙詳密に之れが詮議を爲しつゝあり

此一事に就て看るも獨逸なぞにては囚人等の健康保護と云ふ點に就ては如何に慎重を加へらるゝや又司獄官監獄醫等は如何に精密の注意を盡くしつゝ在るかを推知するを得べし若し他國に於て假りに「クロー子」氏の如き名望家あり「クロー子」氏の如き正當の議論をなす者ありとせんか當局者は如何惟ふに取て之れに抗論せざるのみならず其現實の如何をも確々調査せず忽ち其議に同意を表するなるべし又之れが監督する官衙に於ても敢て諍と敷幾度も當局者の意向を問はず容易に其議を採納するなるべし

吾國に於て若し去る議論起るも予は未だ以て容易に同意を表する能はざるなり何んとなれば之れを

廢止する可は即ち可なりと雖ども現に給與する處の營養獨逸の如くならざればなり若し吾國に於ても之れを廢止せんとならば先づ以て其實を彼れの如く改善せざるべからず然れども吾國現今の食糧をして彼の如く改めんには随分巨額の費を増加する而已ならず一般生活の程度より考ふるも一朝に改むる事は六ヶ敷事なるべし左れば其時機の達するにでは遺憾ながら便法でも姑息法でも存し置かざるべからず若し否らずして碌に前後も調査せず彼に倣はんとせば所謂其本を測らずして其末を等ふせんとするの類にて頼んだ失敗を生ずるなり其本を測からずして其末を等ふせんとして失敗を惹き起し識者の嗤笑を招きたる實例は随分少なからざりしなり

●食量の改良に就て

獨逸國に於ても在監人の食量を改良する以前に在つては其種類は専ら植物性即馬鈴薯豆大根菜などの類を多量に給し彼等に飽腹せしむるを以て可なるが如く思ひ居りしが學理の進歩は斯く淡泊なる粗質のものを無暗に多く與ふるとも決して必要なる營養を充たすものにあらず只徒らに彼等の胃部

を擴張し一種の疾病を起す有害無効の方法而已抑も人体の營養となるものは即滋養分子を多く含有するものを適度に給與せざるべからずとて大に之れに一大改良を加へたり

獨逸監獄營養の基礎は博士「フライト」氏の調査に係る營養原則に従ひ元來給與し來りたる處の植物性の芋や大根を減少し換ふるに動物性即ち肉類を適當に配與する事となりたり故に現今獨逸に於て實行する處の食量の豫算規程は「フライト」博士の營養物質を基礎となしたれば其價格は一定する能はず即物價の昂底あれば隨つて其價格に變動を來たし又各地方に依り異なるあるは自然免がれざる處なり吾國の如く寒國も暖國も亦山國も海國も夫れ等に頓着なく總て同額の金を以て基礎としたるが如きは物價の安き地方や肉類の多くある所はど

うやら幾分の營養を充たし其囚人は誠に幸なれども植物も肉類も高價なる地方に於ては菜物たる名稱を附するものを給するだに困難なる實況なれば況してや營養的などの種類を撰定するに由なく爲めに囚人は常に營養に欠乏し甚だ不幸に陥入るべきは自然免がれざる次第なり予は斯くの如き方法

は決して其宜しきを得たるものに非らずと思ふに依り速かに改善せん事を希望す

食量探定の必要なるは第一蛋白質に富むものを選び第二に可成的食物の種類を屢々變更し之を要するに監獄に於ては囚人をして饑餓に陥らしむるが如き事なく又囚人をして漫に飽食せしむるが如き事なく在監中は刑罰の執行に耐へしめ出監後直ちに相當の職業に就くに妨げなきよう健康を保全する事に注意せざるべからず

獨逸にて食量の改正を始め實行せんとするに該りては元來植物性のものを多量に食せしめたる習慣ある囚徒又は新たに入監する下等勞働者の如き數年飽食を爲し來りたる者等に俄かに少量なる動物性のものを與ふる事なれば當局者に於ては囚情に不穩を生ずべしと懸念し注意を加へつゝ實行に着手せしが果して其當時は頗りに饑を訴へ情苦紛々たりしも當局者は豫て覺悟の事とて毫も夫れ等の事を念とせず之れを行ひたるに終には饑を訴ふるものなきに至りたるのみならず頗る良好なる成績を呈するに至れり

囚人根情 は何れの國も同じき事にて吾國に於ても

むべきを思ひ開監後直ちに放免する事とし特に彼一人に例の食を與へたれど門前には已に親戚や故舊か黒塗の立派なる馬車數輛を以て迎ひ居る始末なれば逆も麥飯などは食ふまじと密かに窺ひ居りしに矢張り平日の如くさも甘々をふに食ひ盡し一粒も残す事なかりし予當時謂らく如何なる人間にても一度囚人となる時は即ち囚人根情となり今や目前立派なる紳士の位置に復するの期に臨みても矢張り斯かる粗食を喰はんどの根情は去らざるものなるかと左れば當局者に於ては深く此邊に注意し現今の規定にては至難は即ち至難なれども可成的滋養的食量を給する方法を講じ彼等飽食の惡習を滅殺する事を期せざるべからず

營養的 食量を基礎とし實行する以上已に前項に述べし如く其金額は地方に依り同じからず殊に獨逸の西方は概して高價にして東方は之れに比せば幾分か低廉なる方なり其高底を平均したるものを左に示さん

- 一男健因 三十一、四ペンニヒ
- 一同病因 四十八、四ペンニヒ
- 一女健因 二十六、三ペンニヒ

實際入監前の經歷より入監後に於ける体格職業動作等より觀察するも充分なる食量を與へある者なるに拘はらず動もすれば官吏等の際に乘じ偷み食ひを爲さんとするは畢竟事實饑へるに非らず心已に饑鬼に陥入るに因るものなり多き當局者中には彼囚人の款を買はん爲め又は或事を獎勵せん爲めなどとして何にかの理屈を附して多量の食物を與へんとするが如き情態ありしは予曾て實驗せし處なり彼囚人の如く心饑鬼に陥入りたるものに飽かしめんとするは抑も能はざる處にして何程多量に與ふども決して満足するものに非らず若し強て之れを飽かしめんとすれば結局食傷して身を終らしめん而已此は只だ囚人となりし者の世上に在る時の地位や身分の如何に依るものに非らざるは予の實驗に依りて之れを知れり過つる年有名なる某紳士或る犯罪に依り入監せしが彼は世上に於ては殊に奢侈を極めたるものなれば例の四分六の麥飯や鹽からき味噌汁などは當分逆も咽喉には通るまじと懸念せしに思ひきや矢張り他の囚人と等しくガツ／＼として争ひ喰ひたり其後満期になりたれば他囚と同時に出監せしむる時は門前非常の雜沓を極

一女病因 三十六、七ペンニヒ

又最高最底の地方の男女及び健因病因を平均したるものは即ち左の如し

一物價最高の地方 四十二、三ペンニヒ

一同 最底の地方 二十六、二ペンニヒ

斯くの如く食費に異動あるは物價の高底に因るは勿論なれども典獄以下司獄官の注意如何に依りては物價高き處にても隨分底價に賄ひ得るなり人々の知るるも如く伯林は獨逸の大都會なれば隨て諸物價の高き事恰も我東京と他の府縣とに於ける如くなり彼の有名なる伯林の「モアビート」監獄の食量を調査せしに其平均は三十二ペンニヒ弱なり即ち之れを各地一般の平均額に比せば物價最高地なる都府に拘はらず殆んど四ペンニヒ程の底廉なりとす

規程外の給與食 三種あり第一營養的食物第二購求食物第三作業加給食物即之れなり而して第一は健因と病因とに別なく監獄醫に於て營養を必要なりと認むる場合に於て給與す而して其種類は牛乳乾酪葡萄酒麥酒等なり第二は貯蓄工錢十マルク以上ある者に限り一週間に三十五ペンニヒ一ヶ月一

マルク五十ペンニヒに超へざる額(第十號談叢欄を参照すべし)を許可す尤も再犯者は此惠に預かるを得ず但十マルク以上貯蓄工錢あるも同一の監獄に於て働きたる高之れに達するに非らざれば購ふを許さず例へば「モアビート」監獄に於て入マルクを働きたる事ありて他の監獄に移され更に二マルクを働きたる事ありて十マルクとなるも之を許さず第三は最強の役業に服する者に對し麵麩の分量は百五十「グラム」(一瓦は二分六厘餘即二百廿六目餘)と「コーヒール」及「ビール」等を増給す而して以上は醫師の意見に拘はらず事務員に於て直ちに給與するものなり尤も此麥酒は規程上は與る事となり居れど實際に於ては與へざる處あり「クローチ」氏は假令如何なる場合に於ても囚人に烟草及酒類などを與ふる事は嚴禁せざるべからずと云ふ故に「モアビート」監獄にては購給又は加給食物としては一切之れを與ふるを許さず

報

●典獄分監長看守長の略服

とし典獄分監長并に高給の看守長は姑らく措き下級看守長に在ては正服を略服に調製換へするの便益を豫想したるものにして而して帽章を白色にしたるは既に看守に於て白色を用ゐることゝなれるより其上官たる看守長以上に於て白色を用ゆること即ち監獄官吏服装制式の劃一を期するの主旨にして強て金色を用ゐんとするも海軍々人に類似するを以て容易に爲すべき業にあらず加之ならず陸軍々人の下士以下の士官以上に於ける巡查の警部警部長以上に於けるが如く上官下官の區別を一見瞭然たらしむるの注意に出でたるものなり云々と亦以て當局者の苦心の存するところを知るべきなり而して略服は總て服装規則中の常装に専用するものなりと雖も正帽正緒を着装シ禮装に代用し得るやは疑問なるが如し

●略服の圖式に就て

前項勅令第四百號典獄分監長看守長略服制定の官報圖式に依れば典獄分監長の帽章は一見甚だ明瞭を缺く之感あるが如しと雖ども右は其別表製式に明記したるが如く五分の大線二條を上下にし一分の小線一條を中間に上下各一分を隔て附着するものにして亦た上衣前面の圖例を見れば左胸一個の物入を脱落し

明治廿九年勅令第三百六十六號を以て監獄官吏の服制を制定せられたる以來數地方に於ける實驗上の結果として更に略服の制を定められたる希望あり、曩に全國典獄召集會の當時議題となり同協議會の決議を以て其筋へ建議相成りたることは本誌既に之を掲載したり然れば其筋に於ても種々調査を遂げられ圖式に考案を盡されたる結果本年十一月四日勅令第四百號(十月二十日)を以て典獄分監長看守長略服の制を定められたり而して略服制は専ら正服式を根據とし輕便且つ經濟等諸般の關係を精察せられたる由にして同令に對する或當局者の説明を聞くに殆んど左の意味に出でたるものなりと云ふ曰く略服制の模範を正服に取りたるは其大體に於て從來種々の議論ありと雖も略服は強て其制式を異にするの必要なのみならず當局者の正服に對する感想は襟章袖章の金色は平素常装に着用するときは褪色汚損し一朝禮正装の時に當り肩章の燦然たるに比し竹木相接するが如き外觀を損するの虞れあり従て費用の如きも比較的高價なりと云ふにありしが如し故を以て略服は可成右等の點を斟酌せしものにして一は専ら輕便を主

制を定めらる

ありと雖も是れ又其製式に明示したるが如く正服同様左胸部に物入一個を付するものなるを圖例に於て明瞭を缺きしものなりと云ふ聊か當局者の参考の爲め一言せり

●略服々装例に就て

監獄官吏の服装は今や略服制定令の發布に依て當局者の希望は達せられりと雖も唯今回略服の發布に就き當局者の抱かるゝ疑問とも云ふべきは略服は果して服装規則中の常装に限られたる議なるや將た警察官の如く便宜略服に正帽正緒を須む禮装に代用するも妨げなきやと云ふにあり而して當局者の意見は略服は元來常装に専用するの意なりしも服装規則中禮裝常装の區別は單に肩章の着否釧緒の正常を以てしたるに過ぎざるを以て略服に正帽正緒を襲用せば便宜禮装に代用差支なしとの議なるやにて此頃其筋より一般に通牒せらるゝとの由果して此便宜ありとせば急速禮裝を要する場合に應ずるの便あるのみならず下級看守長等に在つては經濟上亦至便多かるべしと察せらる

●監獄巡閱報告書は自今官報に掲載せらるゝ筈なりと

各府縣長官が其管轄内の監獄を毎年一回巡視すべき事は擧げて監獄則に明文なり而して從來該巡視の實況は一面を以て内務大臣へ報告し來られしと雖も内務當局者の外之を知るに由なかりし然と雖も斯くては監獄の事情をして社會人士に知らしむるの道なく從て監獄と社會との間に常に無形の障壁を築きたるが如き感なき能はざるより且つは其實況を公示せんとの主意を以て自今各府縣長官の監獄巡視報告は時々之を官報に掲載せられんとの議其筋に起りあるやに漏れ開けり至極好案と云ふべきなり

●北海道廳官制改正

本月二日の官制は勅令第三百九十二號(十月三十日)を以て北海道廳官制改正を發表せられたり而して之を舊官制に對比するに諸般の點に於て擴張進歩を見る多しと雖も就中監獄關係の事項は舊令と異なるあるを見ず只改正官制と同時に發布せられたる勅令第三百九十三號を以て典獄の俸給を高められたる一事改正の主なる點なりとす從來道廳典獄の俸給は内地指定地同様年俸八百圓の固定なりしを改正官制は之を五級に分ち一級千二百圓、二級千圓、三級九百圓四級八百圓、五級七百圓とせられしは舊令に比し一

段の進歩を見ると雖も各官の俸給を高めたるに比較し來れば典獄の俸給は尙割合に低下たるを免がれざるが如し彼の從來の郡長を支廳長とし警部長一人警視一人なりしを警部長一人警視二人とし各其俸給を増加したるに依て之を見れば全道の監獄行政は別段に擴張せられたるものと云ふを得ざるが如し何となれば警部長の下に警視一人を増員し警察事務を掌らしむるは寔に善しと雖も典獄は全道を通じて只一人たるに過ぎずして將來外國人との交渉最も頻繁なる龜田支署(在函館)を尙依然支署たるに止め監獄書記をして之が長たらしむるが如き改正條約實施の準備に對し如何あるべきや予輩は當局者の考案に及ばざりしは警察其他との權衡を得ざるを惜む否主務省の監獄當局者の考案に及ばざるにあらざりしと云ふに獨り監獄事務を斯く輕視せられたるは與々も予輩の遺憾とする所なり此頃其筋の調査なりと云ふを聞くに現に龜田支署の如き常に在監八百名以上拘禁しつゝあり加るに北海道に於ける犯罪者は本年一月減刑令發布以後漸次増加の傾向あり同道地方監獄は現に監房に狹隘を告げつゝありと云ふに非らずや此所當局者の一考を要すべき點なるにも拘らず折角

の改正官制は殆んど監獄行政を輕視したるが如き跡あるは予輩は斯道の爲め惜みても尙餘りありとす加之舊官制は典獄を以て警視の上班としたるに改正官制は然かも典獄の席次を最下班に置きたるは其間に何等の理由がある是れ亦予輩の探らざる所なり敢て當局者に責さんのみ

●是又繁文省略

從來假出獄監視假免の申請書は總て所屬長官を經由するを要するは勿論所屬長官は必らず之に進達書を添付し其筋へ郵送せらるゝ例なりしも此所屬長官の添書は單に形式的經由の證佐たるに過ぎざるより此程其筋に於ては斯る形式上の虚例は之を廢し所屬長官經由の證として長官の認印而已を以て上達相成可然儀其筋より一般に通牒せられたる筈なりと云ふ

●假出獄上申期に就て

舊已決囚賞譽勸査内規に依れば假出獄を許して可なる者と揣度したるときは其期に迫らざる前に申稟することを得ど之れありしも改正の在監人行狀勸査及賞譽規程には此明文を除かれたるに拘はらず現に尙舊慣を墨守し刑期四分の三経過以前に假出獄申請相成向之れあるやにて其筋の調査上奇異の感なき能は

はざる由右付元來條件付申請にして申請後即ち未だ刑期四分の三経過以前に在て申請の條件に違背する行爲なきを保すべからざる者に對し此重大なる稟請を爲すべき性質のものにあらざるは勿論なるを以て爾今當局者に於て右の如き早計に失するが如きことなき様注意を加へられたしと内務當局者は云へり左もあるべきことなり

●看守給與品貸與品規則中の肩章

明治二十九年勅令第三百六十七號を以て看守給與品及貸與品規則を定められたるに獨り肩章は給與何れに屬するやの明文なきより解釋上何れに屬すべきを詳かにする能はず而して巡查給與品貸與品規則(本年勅令第三百三十九號)は明かに其貸與品たることを規定せるを以て彼是權衡を得せしむる爲め此程監獄局長より左の主意の通牒を發せらるゝ筈なる由左もありなん

前略明治二十九年勅令第三百六十七號看守給與品貸與品規則中肩章の目無之候處右は性質上貸與品に屬すべき義に付總て肩章は貸與品の例に依り御取扱相成度經伺の上通牒に及ぶ云々

●監獄官吏禮式

明治二十九年十月勅令第三百六十六號を以て典獄分監長看守長看守の服制を定められ今や亦更に看守長以上の略服制定あり監獄官吏服制の制定寔に善し而して服制に伴ふて禮式の嚴正且一定を要するは素より論するの必要なけん然るに看守長看守の禮式は警察禮式に據るべき旨豫て其筋の訓令ありと雖も典獄分監長の禮式は未だ一定したるものなく唯主管局長より警察禮式に依るべしとの通牒を一般に發せられたりと雖も禮式は即ち服裝に伴ふ紀律の標準とも云ふべきものなるを以て一般監獄官吏の禮式を更に内務大臣より訓令を發せらるゝ筈にて其禮式の方法に至ては素より警察官と區別するの必要を認められざるより總て明治二十四年内務省訓令第十五號警察禮式の例に依るべきこととせらるゝと云ふ

●囚人刑事被告人押送規則

囚人護送手續の改正は兼て其筋に於て調査中にてありしことは本誌嘗て之を報道したり此頃聞く所に依れば其名稱は囚人及刑事被告人押送規則とし勅令を以て其大体を規定し施行細則は内務省令を以て同時に發布せらるゝ由にして改正規則に依れば警察選傳

に付する囚人及刑事被告人の押送は總て沿道地方の警察費支拂に立て多數人員の押送又は流車流船の便ある押送に限り本則に依らず看守憲兵卒をして押送せしむるを得ることとなれり而して此場合に於ける押送費は各其發送又は送還を請求せし地方の負擔に屬せしむることとなれり亦以て該費用の償還送付等の手續を省略し得て便なりと云ふべし

●典獄の任免

本月六日改正北海道廳官制實施の結果なるか突如として道廳典獄たりし岡野正輝氏非職となり之が後任として警視廳警部佐藤三吾氏榮任せられ高等官七等四級俸(年俸八百圓)を給與せらるゝこととなれり而して岡野氏は十餘年來山口縣に典獄となり經驗に富み良典獄の名あり曩きに北海道廳典獄に榮轉せられたる後未だ幾何ならざるた長官の交迭は端なくも非職となれり予輩は茲に氏の不遇に同情を表し後任佐藤典獄の榮轉を祝すること附り

●富山典獄の訃音

富山柁木縣典獄は同縣警部より一躍拔任せられ氏又監獄に希望を屬せらるゝ由は兼て予輩の聞知せし所なるが天氏に壽を假さず本月八日溘然逝去せられた

りとの報に接す予輩哀悼痛嘆の情に耐へざるなり而して氏は兼て肺患の氣味ありしとの事にして死病亦茲にありたりと云ふ敢て吊意を表す

●警察官教科書に就て

(警察監獄學會刊版)

本會々友内務省警保局兼監獄局勤務新居友三郎氏此頃警察官教科書なる一書を著述せらるる本書は本年内務省訓令第十四號巡查看守考試規定發布の主題に基き著者か平素實見上の必要より警察官必須の考試科目を學理的に解説せられたるものにして僅々四百餘頁に過ぎざる小冊書なりと雖も文章簡潔意義明晰寔に斯社會の好著なりとす而して本書既に警察官教科書と云ふと雖も就中刑法刑事訴訟法の如き亦た看守

の考試用試験科目に屬するのみならず憲法の如き行政法の如き將た裁判所構成法の如き又決して監獄官吏に要なしとせんや故に苟も警察に監獄に將來希望を抱かるゝ當局者諸士は須らく其名稱に慷慨たることなく坐右一本を備へ必ず熟讀せらるべき價值ありと信ず而して本書は有秘、平岡兩先生の校閱を經たるものにして構山内相の題辭あり、寺原警保兼監獄局長、徳富參事官、小野田茨城縣知事、有松書記官、小河監獄事務官、平岡參事官等名士の序文あり亦以て本書の價値を推知するに難とせんや然れば本書は既に第一版を配送し盡し第二版印刷着手中に之れあり依是觀之本書の有益にして斯道を裨補するや蓋し大なるものあるを證するに足れり敢て紹介す

●在監囚人病死に關する調査

本邦及諸外國に於ける在監囚人病死に關する調査左の如し
本邦及英吉利國外七ヶ國に於ける囚人在監延人員の一日平均毎百に對する病死者の歩合を調査するに其最も低きは英吉利、和蘭、李漏生及白耳義にして之に亞くものは佛蘭西及伊太利なり而して澳地利及露西亞の如きは本邦の歩合と殆ど軒輊なきものゝ如し然れども監獄に於ける囚人病死者の多寡は其經理上に關する

獄刑の規定、獄舎の構造、作業の種類及食料の原簿等の外囚人其の者の男女、年齢刑期及職業等一として之に關係を有せざるものなし故に彼我の事實に就き深く其得失を研究せんと欲せば勢其各事項を比較して得失を察せざれば以て其詳細を判知すべからず然れども今其詳細なる資料を得ざるを以て只病死者の歩合を左に示す

囚人在監延人員の一日の平均毎百に對する病死者歩合

國名	年次	男	女	平均
英吉利	千八百九十二年	〇、九二	一、二二	〇、九四
和蘭	同
字漏生	懲役囚
	禁錮囚
白耳義	千八百九十二年
佛蘭西	同
伊太利	同
露西亞	同
澳大利	千八百九十一年
	千八百九十二年

日本及歐洲各國に於ける在監人員は左の如し即ち前項と参照するの必要ありとす

●本邦及諸外國に於ける在監人統計

明治三十五年末現在囚員調 (西曆千八百九十二年)

學瀨生瀨地利及本邦の三箇國は自殺又は外襲性變死を包含せず其他の諸國は之を包含するや否明ならず

國名	刑事	被告人	男	女	合計
英格蘭	男 一、一五七	女 三、三〇	一、一五七	三、三〇	一、一五七
蘇格蘭	男 一、一五七	女 三、三〇	一、一五七	三、三〇	一、一五七
愛爾蘭	男 一、一五七	女 三、三〇	一、一五七	三、三〇	一、一五七
佛蘭西	男 七、五五	女 九、六	七、五五	九、六	一七、六一
伊太利	男 一、九一四	女 二、九三	一、九一四	二、九三	一、一五七
白耳義	男 一、一五七	女 三、三〇	一、一五七	三、三〇	一、一五七
澳大利	男 一、一五七	女 三、三〇	一、一五七	三、三〇	一、一五七
合計	男 一、一五七	女 三、三〇	一、一五七	三、三〇	一、一五七

露西亞	一〇七七	一〇五	一、二八二	一〇八、九八三	八、九八九	一一、九三三	一一三、三四
曉	四〇三	九〇	四九三	七四七	二六四	九二一	一、四〇四
和太蘭	三六四	二六	三九三	二、二七六	二一九九	三、四七五	二、八六七
瑞典	一、三四	三二	二、五	二、二五	一、三九九	二、五二五	二、九〇〇
日	一〇元	九	二八	五三	三三	七〇九	三、八七
本	八四一五	六八〇	九、〇九五	五、〇三三	三、九三九	六、九六一	七、〇五五

備考 本表は先年佛京巴里府に於て開設したる萬國監獄會議常設委員の作成に係る報告書に基き調製したるものにして蓋し萬國政府の提出したるものに係る

教 誨

●監獄教誨

警視廳教誨師 田中 一 雄

余先頃警視廳第四部長小川滋次郎君の教により所謂適意教誨とも客観教誨とも謂ふべきものを視出せるを以て此の事をして大方の司獄官及教誨師諸君に告げ併せて余か兼て抱負する所の教誨意見をも陳述し此の事の得失を益々明瞭ならしめんと欲する也今や我が國に行はるゝ所の教誨は總て注入的にして古聖賢の格言又は世間の道理に基きて教を立つるものにて是れ即ち演繹法により既に定めたる規則に基

き事々物々の解釋を爲すにありて専ら主観法を用ゆるもの也此の方法たるや總囚教誨に於ては元より缺くべからずと雖ども予は別に客観法に依り各囚徒の習慣に於て常に好む所常に信する所のものあれば其好む所其信する所に乘じて心機の變化を謀り各人各個の好事信念に依りて之を教へ之を導かば之に心を寄せ耳目を傾くるは人生の常なれば其道より知らず識らず改心を促し併せて彼れ囚徒等の心象と有形上の行爲とに就て一種の法則を求めんと欲する也故に個人教誨の方法を新設し一方には歸納法によりて教をなし一方には演繹法を以て教を注入し主観客観の二法以て普く囚人の智力を啓發し情感を正し意思を善道に導かんとするに在り故に目下の狀況を述べ賢

明なる各司獄官教誨師諸君の示教を乞はんと欲する也

予目下工場教誨を休め日々休役時間に(當時二時間)十人つゝ個人教誨を爲し各囚徒の信念及嗜好を問ひ其嗜好又は信念に就て教誨を試みたり

- 嗜好とは 烟草 酒 賭事 鳥獸の類
- 左の結果を得たり
- 囚人七十名
 - 喫烟者 五〇
 - 喫烟せざる者 二〇
 - 賭け事を好む者 三
 - 庭樹を愛する者 一
 - 小鳥を愛する者 一
 - 金絲雀を愛する者 一
 - 犬を愛する者 一
 - 馬を愛する者 一

信念の有無に就て尋ねしに

信念とは 不動尊 琴比羅 觀世音 稻荷等

左の結果を得たり

信念ある者 若干

信念なき者 若干

觀世音を信する者 一五

不動を信する者 一〇

琴比羅を信する者 二

宗吾明神を信する者 一

聖天を信する者 一

之に就て予が教誨に大に利益を與へたり其は囚人と問答の際知らず識らず適意教誨とも客観教誨とも謂ふ可き彼我共に更に倦厭の念なき教誨を爲せるとはれなり

問 汝は何にか信する念あるや

答 觀世音を信せり

問 何の爲めに觀世音を信するや

答 嘗て病に罹りし故病氣平癒の爲めなり

問 何故觀世音を信すれば病氣は平癒するや

答 なし

問 汝は眞に觀世音に祈らば病は治すると思ひしか

答 眞實治すると思ひました

予云く實に然らば汝は善き人なり然らば汝は觀世音は大慈大悲なるが故に祈らば必ず病は治すと思ひし

なるべし
答 最も然り
予云く然らば汝に大慈大悲の説話を爲さん（余神道者なれば深く知らず許せよ）汝は觀世音の一名を觀自在菩薩と唱ふることを知るや
答 知て居ります

觀自在菩薩とは自業門を云ひ大慈大悲の觀世音とは他化門を云ふにて一切衆生を餘さず漏さず濟度するを云ふ事なるべし然らば觀世音と云ひ觀自在菩薩と云ふは自業化他圓滿の佛徳を云ひしなり汝は如此尊く如此光明無量の觀世音に歸依するからは汝の口は佛音を唱へらるゝ口ならずや汝の手は自業化他圓滿無滯の觀世音に合掌する程の善良なる手を持ち居るに非ずや夫れ如斯善き手を持ち如斯善き口を持ち居るがら何に故偽りを云ひしか何に故惡しき業を爲せしや觀音勢至にばかり合掌祈願なし退て人に害を興るとは何にと謂ふ事なるぞや汝如此信心にても觀世音は感應なし給ふと思はるゝか此の時（二號囚は感動の容姿を顯せり）主客共に興に入りて更に倦厭の念なし 汝將來觀世音に歸依せんとならば大慈大悲の心になり自業も正しく他人をも親愛するの心になりて

次に余が個人教誨に於ける問答の種類を再び爰に載せて参考以供するとせり

信念

佛教に屬する信念

觀世音 不動 文珠 聖天 弘法大師等

神道に屬する信念

琴比羅 水天宮 稻荷 愛宕 秋葉等

其他

ト筈 禁厭祈禱 方位 人相 家相 縁起守等の類

余は更に一步を進めて個人教誨の果して囚徒に益する所有るものとせは一種の法則を定めんと希望に堪むざるなり其は統計上より如此囚人は治すべきものとか治せざるものなりと謂ふ如き一種の標準を求めんとするなれ共此の方法たるや果して統計上に依る可きや或は心理學に依頼す可きや未だ決定に至らざるや故に頻りに當路者の高見を吐露せられんとを希望に堪へざる也

批評

刑罰及犯罪豫防論 岳洋生

祈らずば感應なきものと心得ふべし云々因に記するは基督教を信せんとする者五十六囚あり彼れは兼て新約書を讀み居る故に此頃特別教誨をなし其新約書を見るの意志を尋ねしに彼れ云く余嘗て深川扇橋近傍の會堂にて基督教の説教を聞きしに如何なる罪惡の人と雖ども基督を信すれば其罪は許さるべしと教へられしを今在監の身となり思ひ出せし故新約書の買ひ上を願ひ頻りに罪惡の許されんとを求むるなりと謂へり余は之を聞て大に喜び汝は基督を信せり汝の罪は赦さるべし
因て彼が爲めに馬太傳九章二十二節を指示せり二十二節に云く「イエスふりかへり婦を見て曰けるは女よ心安かれ爾の信仰汝を愈せり即ちこの時より愈ゆ」とわれは十二年間血漏を煩ひし女もイエスを信するの念強きと因て愈されたりと有れば汝が積年の病も基督を信するの念堅固ならば汝の罪惡は必ず愈ゆべし單り肉体上の罪惡のみならず汝の心ろは義しきを求て休まず尋ねよ左らば逢ひ求めよ左らば與へられんと汝の改心は近きに有るべし元より余が説話の當を得ざるもあるも兎角個人教誨の自他を益する二三の例を掲げて高評を俟つものなり

監獄改良の事たる國家の健全を保持し社會の安寧を増進するに於て必要缺くべからざるも世人の斯業に着眼する者未だ甚だ多からず時に或は對岸の火視して顧みざるの狀なきに非る也故に法律醫術工業より其の他諸般の學術及應用は頗る長足の發達をなしこれ等に關する著述及翻譯の書冊は汗牛充棟も管ならざるに獨り監獄に關する書冊に至りては實に寥寥寂々曉天の星の如き感なくんばあらずその翻譯書に於てはワインス氏の監獄論ありて斯業に裨益を與へたる少なからずと雖ども素と此れ一小冊子に過ぎざればその裨益の程度も知り易からざるに非ず豈に斯業に於ける一耻辱にして又國家に於ける一大恨事ならずや
頃者同情會の名を以てタラック氏の刑罰及犯罪豫防論を翻譯上梓せらるる恰も大早に雲霓を得たるが如し余輩双手を挙げ斯業の爲めに此が上梓を歓迎せずんばあらず余輩は信す此の書一び出づ斯業を裨益する尠少にあらざるべきや決して疑はざる所なり
タラック氏は英國「ハーワード」協會の書記として在職廿有餘年深く斯學に通じ博く見聞に富み而してこの

著は實に廿年間苦辛經營の結果にして經驗を重ねんじ事實を尊びその論辨一々根據を有し正々堂々以て自己の學理と識見とに訴へて論究せらるる者にて決して尋常一般架空の論に非ず而してその熱心に主張する所以分房隔離法に對するの誠實に抱持する所は奉教同情の念はなり又氏躬ら歐米の監獄を巡視し公正誠意に其長短を非難賞賛して憚らず通讀一過歐米監獄の實狀を目撃するが如き快あり又免因保護會を論ずる精細にして明晰裨益する所多きを見る氏は斯業の木鐸として余が常に尊信敬慕するの士而してその著刑罰及犯罪豫防論は余の年來座右を離れず精讀通誦したる良書にしてその悟得したる所渾大なるは余の自白して耻ぢざる所なり

氏が自序に記して曰く此書は専ら現在及び將來の要求に應じ永久不動の原理を述べんと欲するにあり故に監獄制度及び其狀態に就き過去の歴史を追求せず著者は専ら實際に盡力せらるる人々の神補たらんを期す是れ此著ある主因たり著者は本書の如き歐米に於ける近代の經驗に徴して著はせし該博なる犯罪撲滅論を他に發見する能はず又著者は其論究せし種々なる難問に對しては熱心に公平無私たらんことを務め

たりと以て氏は如何に自ら此書に重きを置きたるかを知らるべく又開卷第一に絶叫して曰く「思ふに社會改良家の行路は幾多の思慮を勞すべきものありて存するは勿論なりと雖も先づ第一に必要な注意は社會の害毒を制遏せんとて設けられたる方法を以て却て其害毒を進むるが如き結果を生せしめざるの點にありとす」

夫の精細なる腦力と熱心なる情愛と此二つの者は慈善事業の成功に最も必要なる條件なるが罪惡救治の前途に於ても亦此二者最も大なるを見る也と以て氏が動機の何の點に有するやを見るに足るべく而してその結論に於ては歐米兩大陸の階級的雜居制を論難して分房隔離法を擁護し「本書發行の主意ハジョン・ハワードが熱心に擴張せんと欲したる分房主義の効益を新めて世に紹介せんとするにあり」とて萬丈の氣焔を吐き遂に沈重嚴肅學者の如くならず權威を有する者の如き論鋒を以て「犯罪豫防の部門に格段の重きを置く點に於ては著者は自ら少數の行刑學者と共に其姓名を列記せられんことを欲するものなり如何となれば豫防は療治より優るとの語は一般に承認せらるると雖も是を實行上より着眼して各國の行政

官立法官に依りて發布せらるる法律規則の多數司獄官の報告書及數多の行政學上の大著述を見るに此必要なる豫防法に對して不注意なるは實に驚嘆に堪へざるもの也夫れ單純にして而も勢力ある豫防法は宗教と道德に若くものなし道德の項中禁酒眞潔節儉の習慣を奨勵し且普通教育盛にして小兒を薰陶し彼等の本心の自由を保護し彼等の信仰心を養成して不信的の惡習に染まざらしむるは最大切なることなり而るに此に注意する者甚少なきは何故ぞや此著述の特に尊敬と辨護を與へんと欲する所のもの以上如き建設的豫防的の感化力あるものなり如何となれば道德を行ふに尤も強き原動力となり犯罪の防遏に最効果ある反對力は此等の單純にして而かも強大なる真理即ち天道の至仁至尊なることを人の骨髓に徹せしむるの邊にあればなり全世界の實驗はジョン・ハワードが確信したる社會の進歩を促かし罪惡の救濟を成すに足る最確實なる希望は眞正宗教に大關係を有するの眞理を證明す」と論斷結尾せらるる以て氏が抱負と處信とを明知するに足る所謂百尺竿頭更に一步を進めたりと云ふべし

に摘要抜萃して批評を試みんと欲するは得て望む所にあらず良書に乏しき今日、分房制度を要するの今日、司獄官養成を待つの今日、罪囚個人の對遇を重んずるの今日、教誨宗教の重要視せらるべき今日、條約改正實施の近からんとする今日、社會問題の旺盛なる今日に於てこの良書を得たるは余の慶賀雀躍措く能はざる所也余は熱心に此の好書を世人に紹介推選して俱に共に斯業の發達を期せんと欲す其の各章に記述論辨せらるる所は切に諸彦の自ら精讀玩味せられんことを望んで止まず

譯文法暢意義亦明晰通讀一過敢て停滯難澁を感せず蓋し譯本中多く見ざるの良書たり

問 答

● 應 答

● 第三十項 (食糧別に依り菜量區別の件)

在愛知 金城 生

在監入に給與する食糧區分により菜に區分をなすの可否に付ては口に食糧を別つては必ず副食物も之に伴はざるべからざるが如きも監獄期中強き役業に服する者普通の作業に服する者等により食糧

に差等を見るも菜は只價格を以て之を定め其範圍内に於て給與し必
ずや食糧の差等により之に多寡を付する精神には非らざるならん故
に強き作業に服するものと否らざるを論せず毎四人平等の菜を給
與せざるべからず今假りに食糧の多寡により之れが區分をなすとき
は恐くは本邦人生來の習慣に反し且一般經濟上に於ても右に感じ左
に加ふるの理にして害ありて利あるを見ず而して今日の如く物價騰
貴に際し既定の價格にては滋養品を與ふるを得ざるは勿論調理にす
ら苦むば實際の状況なり今平均給與を廢し假りに六等に分せば一
段以下順次五モゴを減ずるとするも其最少者は僅に六厘の物を給
與せざるべからず此僅少のものを以て能く健康を維持し得るべ到底
得べからざるも火を視るよりも明かなり

- 同 説……………
屋島生 誇々樓主人
常陸湖岸生 孤立生
菜量區別説……………
鍛冶橋K 八角堂山人

●第三十一項 (懲罰執行起時の件)

吉田徳太郎

余に實際の取扱方如何は是れを知らずと雖ども懲罰は宜しく典獄の
言渡ありたる時より直に執行するを以て執行の當を得たるものと信
ず今左に聊か其理由を開陳せん
凡う監獄に於ける囚人懲罰の目的をして監獄の規律を保持するが爲
に獄則違犯の行爲を懲治するにありとせば其の懲罰の峻厳なるは勿
論(賞罰懲罰の謂にあらす)其時機を失せず執行するより宜しきはな

習慣の側面法を改め正面せしめ置くの取締上利便多きは敢て多辯を
要せざる事ならん歟

- 正面説……………
在愛知金城生 鍛冶橋K
常陸湖岸生 屋島生
側面説……………
誇々樓主人 八角堂主人

●第三十四項 (付加罰適用の可否)

凡て囚人懲治人を感化するには彼が獄中に發動せる感念を惹起せし
むるに在り此の感念を惹起せしむるは書籍の看書 書信の發受及び接
見せしむる効尤も然りとす已に歐米の各國に於ては此方を採用して
ある所ありと雖ども要するに彼れ囚人が一個受罰の爲め絶体的の
を禁止するは策の得たるものにあらず殊に接見の如きは父母妻子及
親屬故舊遠き数十里の山里より出で來りて偶々接見停止の塞扼に遭
遇するときは意外の痛苦を感ずる而已ならず悲歎無慈悲の歸する
處遂に行刑の目的たる改其感化の効を失するに到る豈に考慮せざる
可けんや殿島生以て如何と爲すや

●同項 在愛知金城堂

囚人懲罰執行中或る期間書籍書信接見を禁ずるの利害如何との質議
に對しては殊に禁止するの必用なきものとす懲罰執行中は一監房に
獨居し無聊に苦しめ沈思默考中自から是非を悔悟するの萌芽を生ず
る點なきにしもあらず之に反して書籍の閱讀等を許せば偷安の念を
起し殊更獄中に觸れ塵して食するの弊を招く等の謬あらん然れども
在監人に書籍閱讀 書信の往復接見等を許す精神より窺ふも此期間之

し况ん哉監獄の如き滿目惡奸無頼の徒此徒中の一人を懲らすは如何
に監獄の規律を保持するに力あるか問者胸手一番せば思ひ半ばに過
ぎるものあらん
以上余は監獄の規律を保つが爲めに懲罰の峻厳を示し同時に露臺一
聲他囚を警戒するの必要ありと典獄の言渡ありたるより即時執行
を以て其當を得たるものとす問者異論あらば幸に余をして明々煌々
たる巷に誘導するの勞を吝む勿れ
附言要旨は翌朝より執行するは懲罰の効なしと云ふにあらす典獄
の言渡たるより即時執行する方監獄の秩序を回復するに力ありと
云ふに歸す請ふ諒焉せよ

- 同 説……………
在愛知金城生 鍛冶橋K
常陸湖岸生 屋島生
翌朝説……………
八角堂山人 古新山生
屋島生 誇々樓主人
夕食後説……………

●第三十二項 (居房坐席正面側面の可否)

鐵血生

在監人居房の坐列は取締上正面の側面に優るあるは余が此に喋々
々を俟たざる事に屬すと雖ども此は大に監房の構造に關係を保つ
ものなるを以て徒に其構造の如何を知らず輕々に之を非するが如き
は机上一片の愚論たるを免がれず故に若し夫れ監房の構造上正面せ
しめ置くも毫も戒護其他の取締上缺點の存するもの勿らん宜しく
を禁止するは利とする處にあらず如何に教育なき目に一丁の文字な
き惡漢者も其父母に面接し妻子の書信を聞けば多少感動せざるもの
なからん如へて幾分教育あり思慮あるものに至ては勿論前非を悔ひ
將來を改むるの兆を見るもの亦た少なからず管に徒然に苦むるは策
の得たるものにあらず

- 同 説……………
常陸湖岸生 屋島生
一突生
懲罰として特置説……………
古新山生 吉田徳太郎君
非附加罰説……………
鍛冶橋K 氏

●第三十五項 (同四の家族惠與の可否)

吉田徳太郎

社會普通其民をして此事あらしめん歟寔に人の善事美舉として賞揚
するに足る事なりと雖ども囚人間に於ける本問の如き慈善的動作は
善事美舉として之れを許すべきや否一の研究を要すべき問題なりと
謂はざるべからず

余外國の事はいざ知らず日本の現行監獄制度及び今日の囚情に於て
ハ其善事美舉なりとするも之を許さるハ之を許すに優るの有効
有益なるものありとす(況ん哉獄規に確定的の規定なきもの)如何とな
れば囚人相互の交際を断絶すべきは今日治獄の秘訣として學者の唱
道する處に係る而已ならず余は延て囚人同志の親屬間の交際をも断
絶せしむるは以て犯罪減少の一策たるを信ずと雖ども此に言ふべく
して行ふべからざる事に屬するを以て今多言せじ余は只之を許す
は以て將來如何なる危險を社會に與ふるやの假例を舉示し論者が猛

者の責に供せんとす

甲四人乙四人に謂て曰く(何れも放免後)余曾て監獄にあるの日放免後汝と罪事を俱にする事を誓ひ汝と義兄弟の約を結び汝の家族の貧困なるを憐れむと稱し監獄の首長を欺惑し汝の家族に送金するの許可を得たる事ハ汝の已に知る處なり汝今より我手下となり社會に於て有りと有らざる悪事を我れと爲すべし乙四人曰く諸々汝は余が家族の貧困を救ひたる大恩人なり余は約の如く今より汝の部下に就き汝の爲めに身を惡事の犠牲に供し犯罪社會に離飛するの決心なり

嗚呼一瞬悽然 肌を粟を生ずるの感あり 斯道に従事するもの豈に夫れ寒心せずして可ならん哉

同 説..... 在愛知 金城生 鍛冶橋 K 屋湖岸突 島生氏

質 疑

空 知 監 獄 生

●第三十六項 刑の執行に重きものを前きにし其拘りきものは定役あるものを前にするは新舊比照法上明かなるも舊法懲役終身に次ひて無期徒刑に處せられたるものある場合尙に懲役終身に無期徒刑を後にするは甚だ相當を欠くものならずや 元來無期徒刑は一等を減じて有期懲刑十五年より降らざるも舊法懲役終身は一等を減じて十年となるなり故に予は此場合に際しては懲役終身の執行を中止し無期徒刑の前にするは勿論中道にして其刑期に變更を奏したるもの所謂本年

●三十八項

同 人

學校教官生徒を引卒し生徒調病學理 究の爲 監獄を一覽せんとす 是きは典獄は許容すべきや 神 侶 しくば醫士に於て之を請ふときは許容すべきや

●四十項

同 人

在監人發信の表書に官署名を記載するは彼が受人、親屬又爲をして意外の苦害を感せしむるの嫌なき能はず然りと雖ども一も之を記載せざるは郵便規則の許さざる所なり果して然らば會友諸君よ之が眞法はなきや各地方實際の振振り承知致したし

寄 書

●洋々散士君に一言す 望 蜀 生

洋々散士君は、本誌第八卷第九號寄書欄内に於て、埼玉縣監獄署を觀るに題し、滔々數千言、以て該監獄は、規律整はず、衛生盡さざる所ありといふに雖ども、君は僅に硝子障子の破損を以て、監獄全般の規律整はずといふが、死亡者多きの故を以て、監獄全般の衛生盡さざる所ありといふが、斯る架空の罪事に對し、反駁を試むるは、余の欲せざる所なりと雖ども、聊か其塵妄を辨せんが爲め、茲に一言せざるべからざるは又止むを得ざるなり、想ふに、君は、監獄通を以て自ら任ずと雖ども、未だ其堂に於りて其奥に入らざるものと云はざるべからず、奈何となれば、硝子障子の如き、破損ハ則ち破損なりと雖ども、今や路に、修理を加へんとしつゝあるに際す、監房の臭氣の如きも亦然り、君が遠見の際は、時恰も便器掃除の最中にして、此時此際、之

勅令第七號御發布の結果有期徒流刑十四年以上の一等を減じたる刑既往に過り執行の順序を更正し差支なきものと信するなり今此の計算の如何により利害の關係多き受刑者あり若願くば至急明教を寄むなくば幸甚

●第三十七項

在弘前 路 岳 生

稅則違犯主刑罰金刑執行中餘罪の爲め重禁錮の宣告を受けたるもの、執行に付甲乙左の二説あり賢者幸に之を垂れ給へ 一甲曰稅則違犯主刑罰金刑執行中餘罪の爲め更に重禁錮の言葉を受けたるものは該旨に一時 前換刑 執行を止め而して重禁錮の刑を定 滿期の翌日、刑 或期を繼續執行するに當然なり

一乙曰稅則違犯、刑執行中餘罪の爲め更に重禁錮の宣告を受けたるものは其刑確定 前まで前換刑の執行を爲す重禁錮の刑確定執行間の日數を扣除して或換刑を引續き執行するに法理上敢て差支なしと云ふ

右二説は何れも詳細説服する法理の争點ありと雖ども茲に略記す到底甲説の如き被執行者に五日の不利あり乙説には被執行者に五日の利益を生ずるものなり何となれば重禁錮の刑は宣告の當日より起算點を起し、そのなればなり

●第三十八項

謂々樓主人

戒護官吏數人の囚徒を引卒し監獄建、用の木材を運搬せんとするに當り偶々人若しく物品を乗載したる船に衝突したるを以て戒護官吏に大に其不可を叱咤し之を救援せんとを命したるに囚人は此命を肯せずして遂に覆没せしめたるまきは戒護官吏法律上の制裁は如何

れが臭氣を防護せんとするは、該監獄造上、到底爲し得べからざるの事實にして、又如何とも爲す能はざるなり、又監房に光澤なきは、君が見る所の如く、渾てペンキ塗にして、如何に拂拭するも、之れが光澤を放せざるは、敢て怪しむ所にあらざるべし、殊に病囚の如き、之を鍛冶橋監獄署に比して嘔々するは、即ち見當違ひの觀察なりと云はざるべからず、見よ、同署に拘禁するは、單に刑事被告人のみにあらずや、然るに之を囚人拘禁監獄の病者に比せんとするは、失當も又甚しといふべし、今若し、試みに之を東鴨監獄の病者に比するときは、果して如何ぞや、必ずや思ひ半ばに通ぐるなるべし、炊所の如きも亦然り、君は、一種云ふべからざる臭氣紛々たりといふに雖ども、同所には味噌醬油の醃造しつゝあるを知らずや、之れ、多少異常の臭氣を發するは免るべからざる所にして、而して、同所に停滞する汚水の如きは、悉く之を槽中に收め、日々販賣して残す所なし、故に、雖も、腐敗物の爲め臭氣を發するが如き憂ひなし、加之、各工場巡見の際に於て、守衛看守の人員及異狀の有無を報告するあり、報告せざるありと云ふも、該監獄は、看守長第一回の巡視に於て、報告するときは、異狀なき間ハ、其日、再び報告するの煩を省けるなり、然るに、君が僅に少時間の巡視を以て、彼は批評を試みんとするは、洵に君の爲め惜しまざるを得ず、殊に、周圍板塼の如き、據内板敷の如き、或は煉瓦を以てし、或は砂利を敷設せんとするは、夙に當局者の經營する所なりと雖ども、地方經濟の許さざるを奈何せん、且つ工場板敷の如きは本年度に於て着手するの準備、已に整ふて餘す所なし、然るに遽りに、皮想の見を以て、之れが批評を試みんとするは、早計も又甚しといふべし、苟も、獄事の經驗に富むる君にして、尙この言あるは、抑

も何の爲めにする所ありて然るが、蓋し、中傷的に出でたるにあらざるなきやを疑はざるを得ず、奈何となれば、君にして、若し獄事改良の熱心に出でたるものなりとせば、一とたび之を當局者に質し、而して後、輿論に訴ふるも未だ遅しとせざるなり、如何に口を極めて、埼玉監獄を痛罵したりと雖ども、苟も、眼識あるもの之れが鐵断に苦しまざるべし、寧ろ、君が獄事改良家たるの價値をして、一層の低落に陥らしむるものと云はざるべからず、監獄改良家を以て自ら任ずるもの豈に猛省せざるべけんや、

●洋々散士君に忠告す

久我 奥夫

前々、貴書欄内に於て埼玉監獄を觀るて貴書を讀み致し同署の實況初めて承知仕候扱て右に就き一言謝辭を呈すると共に御注意迄にと存じ欄左に申述候
凡人々が何時何處に於て如何なる見聞を得るとも、开は固より各自の自由にて毫も他人の關する處には無之候へ共其結果他の非を發くに至りては吾人義氣上黙する、こ不能候蓋其見聞に就き若し見る處あらば宜敷其ものに直接忠告を與へ候、誠の道と存候故に今忌憚なく言はしめば探訪記者の筆として、君の告白の記事も當然なるべく候へ共、身荷も内務省に奉職する役人なりと廣告する程の分として、些と交取り難く候、又同じ書くにしても、今少し書き様もありしならん、此段切に貴兄の爲に惜しまざるを得候、
去れど人向は兎角自他の非は發き易く善は稱し難き習ひのものに候へば、今敢て已往に於ける君を咎むるを欲せず唯將來深く此一事を念頭に留め何事を踏上に公にせんに必ず先づ
之を一般に告知し迷惑を感じ名譽を害ふ人はなきか、又如何なる參考便宜を與ふるか、

を能く々々考慮したる後にせられ度左候は、萬一にも過ちなかるべしと存候、希くは余の忠告を納れ此點の御方針を改めらるれば誠に本懐の至に御座候、多罪敬謝
附記す、本文特に本誌余白を借る君幸に自らの説を反古にするもの也とする勿れ

●監獄改良は個人的處遇にあり

三池 實村 實

夫れ監獄を改良するには如何なる方法手段を施せば其目的を達するを得るや否やは司獄官たる者の須臾も忘る可らざる處の最大急務なること、今更ら言を要せざるなり其改良てふ言に易くして行ふに難事なるとは世人の是認する處にして、實務家の孔々努力せざる可らざる要素なり、果して然らば如何なる方法手段を施せば改良の實効を奏するを得るやと云ふに至りては、固給として、答辨に苦むもの、如しと雖、又物か感なきにあらざるなり、請ふ左に鄙見を述べん、欲す借て、獄務の至重至難にして其意味の蘊奥深遠なるとは人皆知る處にして、改良の目的を達せんと欲せば、宜敷個人的處遇にあらざれば到底能はざるものと信じて疑はざるなり、果して然らば個人的處遇なるものは如何なる事件に如何なる場合に應用すべきものなるや否やは實務家の大に研究せざる可らざるとなり、余は曰ふ個人的處遇なるものは誠に意味の範圍の廣きものにして、當に囚人に對し規則の範圍内に於て取捨斟酌して施行する而已にあらすして、其地方の風土人情の異なるに於ては、監獄の構造も、又異にせざる可らず、撲造を異にするに於ては、自ら又其監獄に通ずる各種の取扱も多少異なるを得ざるなり、例へば北海道の如き寒冷の地にありては、暖爐を用ひ暖圍にありて

は、建案上可成的空氣流通を慮り置かざる可らず……轉も彼等が元犯罪するや、十人十色個々別々獨立して一種の犯罪を組成するものなれば、其之れを遏むるの方法手段、亦個人的ならざる可らず……歐洲各國の如き重に分房制を行ふ處にありては、個人的處遇を施す可易なりと雖、我が國の如き、數人乃至數十人も雜居せしむる監獄に於ては、其困難云ふ可らず……嗚呼、雖ひ裁判も個人的處遇をして完ふせんと欲せば、宜しく先づ囚徒の性質、身軀、經歷、罪狀、教育、宗教、身軀等を考察して、是れに相當する處遇を施す、肝要なり、其處遇によりて始めて刑罰の目的を貫徹し得べきなり、然れども皮想上より觀察するさまに人によりて處遇を異にするは却て不公平なりと云ふもの、如しと雖、若し何種の人たるを問はず、總て同一の待遇をなすことせば、彼の習慣的犯罪人即ち監獄を視るに、恰も我が家を視るが如く、懲罰監に入ると宛も我が家に歸るが如く、思惟する惡好の徒も、又偶發的の一時の間違ひ若くは出来心より犯罪に陥りて而も身分のある教育のある者も、或は身軀の健康なるものも、虚弱なるものも、性質の惡惡なるものも、柔順なるものも、之を同一に處遇するとせんか、其結果は習慣犯者は監獄に於て非常の幸福を得るも、一時犯者は無限に苦痛を感ずる而已ならず、竟に健康に性命に影響する所少とせし、從て、行刑の目的を達するを得ざるや、嗚呼、平として明かりなり、依て前述べたる如く、各個人の性質等に應じ、規則之範圍内に於て取捨斟酌以て、個人的處遇を施すこと、最も肝要なりと云ふべし……請ふ、同胞司獄官諸君よ、可成の大聲威嚇する勿れ、惡氣を顯す勿れ、反言暴言を擧ぐ勿れ、暴行を擧ぐ勿れ、廢物として益々腐敗せしむる勿れ、這は何れも實務家殊に囚人に直接するもの、注意すべきにして、就中反言暴言の如きは、往々官吏より誘發惹起せしむるもの多きの實況なれば、一入注意せしめて可ならんや、請

ふ新道の諸氏よ、余が言の無體なるを咎めず、參考の一助と成し給はば、大幸々々

●先輩留岡幸助君の精神的 鐵血生

鐵血生

余は金港の一寒生學なく、才なく、所謂一山百文の寒生嗚呼、かましくも先輩の所論に向つて云爲するものにあらずと雖ども、近來監獄學者監獄改良家として、新道社會に崇敬せられつゝある留岡幸助君其人にして、不敬極まる暴言を吐露し、識者をして無責任の言論を弄するが如き思ひあらしむるに至つては、余は、先輩留岡幸助君の爲めに惜まざらん、と欲するも得ん、故
君が所論に曰く
中略我國にある司獄官凡う二萬三千人の内何人が能く監獄改良を以て其天職と信するものぞ、下は看守より上典獄に至るまで榮轉の沙汰あらんには、彼等の最大多數は群蟻の轉塊に向つて、急ぐが如く、榮轉を希はざるもの殆んど稀なり、警部可なり、警部長敢て不可なし、彼等は皆任命の儘に轉任するものなり云々
嗚呼、君の隨評否、監獄官を侮蔑するも亦甚だしからずや、余も監獄官の動搖常ならざるを見爲に、斯社會轉た慨歎に耐へざるものありと雖も、抑も監獄官をして浮萍も當ならざるに至らしむるもの、夫れ誰が罪ぞや、監獄官多數の無能なるに據るが、將た無節操なるにあるが、余は君をして、如斯毒筆を振はしむるに至るもの、監獄官其人の無能節操なきにあらず、必竟政府が行刑官を過するの指針強固ならざるの罪に坐せしんばあるべからず、徒に大言壯語して、司獄官を侮蔑するが如き口氣を瀦らしあるが、博學多才なる君の爲めに惜まざるを得ず、此に一山百文の寒生起つて、瓦礫を飛ばす君幸に笑納するや如何に

●監獄改良の時機 在大坂城北野 孤 岳 生

我國朝野の人士監獄改良の急務たるを感する年ありと雖も未だ其多數を割するを得ざるのみならず阿々三々晴天の星の如し是れ事物當初に於ける状態として免がるべからざる勢なりん乎否我國民全く之に留意せざる所以の者は亦正に免がる可からざる事情ありと雖も監獄を輕々辱外視したるも稍足安の念を起せしこに基かざる可らざるなり

然り先回萬國監獄會議に臨まれたる小河先輩の歐洲土產話にもある如く同氏渡歐以前に在ては我國監獄も完全毎欠き謂ふを得ずるも稍設備其宜しきを得つゝあるもの、如く思惟し萬國會議委員の上に聊か以て聽るに足るものやあらんと心竊に欣んで渡歐せらるゝの先づ各國委員と相見へ監獄事務の打合せをなして一驚し而して前途監獄改進の大目的に於ける諸事を議し終つて委員の任務を果さるゝや氏は此の機を以て歐洲各國の治獄の警省進歩の程度及監獄と社會の關係等大に我國改良の模範とするものあらんと巡視せらるゝや氏全く渡歐以前の志趣に反し設備經營最も其宜しきを得治獄上に於ける諸事物全く我國を凌駕する五歩十歩にして足らず將に霄壤の差あらんとす是れ小河先輩朝土產に於ける大体の要旨たるやを知る之に於て我國有識の諸士聊か之の喚聲に目醒されて彼我大に其進歩を異にするを知ると同時に改正條約實施期近きつゝあるを以て改良の等閑視しせられざるを説き而して治獄たるや社會の公共事業たるを知る決して大會以外の一德畢端たらざるを覺知するゝ共に舊説を打破するに至る亦小河氏の如き非常の熱心を以て鏡取改良の急務を説き一國の文明を知らんと欲せば先づ其治獄の整備を見て以て其全般のみ知るを得べしと絶叫せられたり實に然り然る所以の者は爾來改良論者其數を増し稍々有力の諸士之を主張するに至れり本年五月勅令第四百四十九號の如きも故なきにあらざるなり傍ら小河氏之力等間接直接に大に與て力ありと雖も此の一事以外に改良の大目的を達する能はず宜しく時機を失はずして改良策を斷行せざる可らざるなり苟も其時機を失はば非必す成り得るの數に至れりき雖も九及びの功一實に欠くの恐あるは古語に鑒みる處なり吾人愼ふに今や此の改良の好時機たるを知る我國民當初監獄を見るは冷淡にして全く之を社會外視し亦恰も對岸の火災視したるも改正條約實施の一大氣運は此の冷淡なる國民をもし自悟せしむるに至れり是れ監獄改良志論者の大呼絶叫國民をして速に決行せしめざるべからざる時なり若し我國民にして此の好機を空過せば監獄再び改良進歩する能はず今日迄に於ける治獄の弊害は引て益々過大ならしめ途に訓盜所の如き恰も一の盜術の練習所とも謂ふが如きに至らん進延此に至らば我國社會を害する幾何やや已に今日迄にして監獄一囚の年表を見るに年一年を追ふて其増加するを見る殊に再犯の數年々増加するを知る今にして是れが彌衡的改良にあるすして根本的洗滌的一大改革を計らざれば到底國家は遂に之れを匡正する方法に困むに至らん今日の如き害の甚大ならざるにても歐の各體と相對比せば通に其懸隔あるや必せり然るに亦々拱手傍觀せば如何にして歐洲文明國と相比肩し知識を東歐の野に開けずを得ん乎加之ならず改正條約實施の曉如何にして外人に行刑の目的を執行し得んやとする手思ひ去り思ひ來りて之に至らば今少しく遲き上過きしかの朝ありと雖も尙改良の好時機たるを失はず故に當路の諸士國民に先んじて此の國家危急の時機に處するの覺悟なき可もざるなり國家のため社會の爲め專心一意改良を斷行

●地方監獄拘禁の重罪囚を集治監に移す

云ふ風聞に付きて 京都 松 軒

監獄事業は地方的事業にあらずして國家的事業なる事ハ元より論を俟たず左れば現今施行しつゝある地方監獄制度は一の變則と云はざるを得ず此を以て既に萬三回帝國議會へ國庫支辨案提出せられたりも或る事情の爲め毎年度議決に至らずして消滅したり其他建築補助法案等種々唱道せられしも其間事情のあるありて一も成案となりしを聞かず實に新築の發達上長大急せざるを得ざるなり然るに此項風聞に依れば内務省は現今地方監獄に拘禁の重罪囚を集治監に移すの計畫ありと余輩は切望す此風聞の眞に實行せられん事を何ぞなれば全國の地方監獄にある重罪囚にても其人員莫大にして従ひて其れに要する地方費は更に巨額を要す然るに風聞の如く之を集治監に移すとすれば夫れ丈り地方費の負擔を減せしめ自然監獄費をして國庫支辨に折廻せしむるの措段なりと云はざるを得ず之れ吾人の切に希望する所以なり而して之を移監せしむるに付ては警察傳達に依る可きや又は其監獄の看守をして押送せしむ可きやはすべからず研究す可き問題なりとす今に余は公平なる眼を以て論評を下さんとす

先づ第一に着眼す可きは是れ迄囚徒其他の逃走は巡查押送又は看護中に多きや或は又看守の押役看護中に多きや余は曰はば巡查の方比較的多しと之れ巡查は其職行政百般の事に涉り看護の如は其專門にあらざる故ならん之れに反し看守は實に囚徒の看護を以て事務とするものなり之れ看護は看守の巡查に優る所以以上説述する如く押送又は看護は看守の得意とする所なるを以て重罪囚押送を司らしむ

●獄吏の價値は自ら之れを高むべし

大坂府堺市 古新山義一郎

吾國監獄事業も幾多の改良を経て大に昔日の面目を改めたる事は吾人の咄々を待たずして草々たり試みに舊時監獄の暗黒時代を想見すれば實に驚愕に耐へざるあり或は大笑すべきもあり或は憤懣に耐へざるありて事物の個々不完全不規律なるものは一々枚舉に遑あらずと雖も今其一二を擧ぐれば當時の獄吏は慈愛の力或は個人的待遇と云ふ事は夢にだも知らず囚人を遇するも恰も獸待するに等しく或は嘲罵し或は耻辱を加へ或は鞭打して痛苦を感じしめ以て策を得たるもの、如く思惟し獄吏は殆んど無限の權力を弄するもの、如し實に奇怪千萬ならずや

昔時の獄吏は已に斯の如き行跡ありしも今や大に其面目を改新し漸く文明の真相を顯はし戒護の局に當る者は専ら慈愛の力と法律規則とに依り個人的待遇に目を注ぐに至れり之れを舊時の監獄に對比すれば善境も皆ならざる差にして誠に吾國の爲めに慶賀すべき事なり以上監獄界の進歩せしにも拘らず偶々獄吏申自身を視ると高からず己れを見るも甚だ卑く獄吏なるものは一種下等の職分なりと思ふ人少なからざるは抑も何の事ぞや吾人以前に某々監獄に職を奉ぜしも昨年来坂府に再職し偶々同僚相會すれば某の曰く余は監獄に職を奉ずると久しと雖も未だ足を洗ふと能はず實に耻辱の至なり某々等の如きは如何にも人物なるが故に已に裁判書記となり又某の如きも才子故某會社の職員となりたりと嗚呼其書記なり職員となりて監

獄界を脱せしものに余程の名譽なるもの、如く思はるゝは實に咄々怪事と云はざるを得ず吾人未だ其理由を解するに苦むものなり裁判書記會社の職員は何程貴き性質あるや獄吏自身を見るとき斯の如き卑劣なるは實に慨嘆に耐へざるなり蓋し獄吏斯く思想を抱くも畢竟世間は獄吏の重任にして且價格のあると知らず世人獄吏を顧ると往時の牢番と同視し冷遇するが故獄吏に於ても亦僅少なる報酬を得て貴重なる職を蒙り浴風節の勤務に汲々せんより寧ろ監獄界を脱却し反て下等の雇吏となるを以て名譽とするもの、如し嗚呼事の茲に至りしものは獄吏其の人の不忠不潔にして其の罪固より恕すべからずと雖も世人も亦獄吏の眞價を知らずして冷遇するの罪は免かるべからず吾人も亦世人の獄吏を冷遇し報酬の僅少なるには不公平なきにあらざる雖も如何せん世人は愚にして未だ獄吏の眞價の貴きを知らざるに起因せしものなれば諸君は暫く世人の冷遇するを報酬の僅少なるとは顧みず諸君は先づ自己の價格を自ら高めて自ら高き地位に置き自身の價格を高尙にせられんとを己に本年五月看守巡査傳給改正令を發布せられたる所以も蓋し復た看守の價格を重大ならしむるの趣旨に外ならざるべし諸君以て如何と爲すか

●看守の増俸令に就て 屋島生

本年勅令第四百四十九號の増俸令に依りて明年四月より一般看守は九圓以上の俸給を受くることとなるべし而して此増俸令は全く監獄改良に伴ふて人才登庸の趣旨に出でたるに外ならざるべし然らば從來の看守に對し此際大に革新的改良を要する時機なりと思ふなり何んとなれば惟約改正實施も近きにあり外國人をして我が國法の下に服従せしめざる可らざるは論を俟たず此時當り國權に依り國法に執行する所の監獄官吏にして苟くも國務官吏たるべき器を具備せざるが

●府縣監獄報の發行を望む

東京 川村生

獄務の敏捷活達を期せん欲せば宜しく法律命令の研究と各其職責を守り已を曠ふることなく他を犯すことなからしむべし然るに看守女監取締は終日又は終夜監房若しくは工場に獨立勤務し疑を生ずるも法令を見るの餘地なく上官の巡回あるも在監人の面前なるを以て之れを問ふことを得ず於是乎明治廿三年八月訓第五六三號を以て内務大臣は府縣知事に訓令せり其要に曰く法令を暗知せしむるは勿論在監人の處遇方を訓授すべし爾來當局は日を定めて看守女監取締を會し法規を講し出署退散の際に注意事項を口述して其意に習はんことを謀るも盡勤あり夜勤あり非番病氣不參等あり周知實に容易ならざるのみならず書籍の存するなければ自宅研究をなす能はず且つ口述は素より全廢すべきものにあらざるも他日の參考に乏しく之れが爲め典獄以下相謀りて購讀義務者となり監獄月報を發行し或は速寫して配付するありと雖も事應宜しきを得ざるが爲め差支を生ずるあり收支計算の煩はしきあり保存の道立たざるあり其編成法の如きも不完全にして後日の用を爲さざるあり月報なるが故に定期周知の用を爲さるに近し實に國家の爲め斯の爲め憂患に堪へざる所なり苟かに惟ふ印刷物の必要已に斯くの如し断然私費組織を止め官費支辨となし月報を隨時發行し改め名目 監獄報となし以て看守女監取締の貨物品となし併せて典獄室各課所各支署の備品として各職權を守り職權修犯の弊なきを豫防するは目下の急務なりと信す其編成法に至りては現今種々の体裁なるを改め本編を法令訓示等となし附録は在監人員官罰人員其他諸種の報告を掲げて各別に編纂し兼れて本編は規則編輯の用に充て附録は統計若しくは概況を見るの

如きあれば外國人の嗤笑を招くのみならず實に國辱是れより大なるはなし故に監獄官吏たるものは大に鞠躬盡瘁すべき秋なればなり就中直接囚人と遇する所の看守は尤も精通せざる可らず故に増俸令實施の曉には從來看守を以て一般學術的試験を施行し其試験の成績に由りて俸給の階級を定むるは所謂人才登庸の趣旨に基き即ち監獄改良の一要素なればなり進取の思想に久しくして兎角邊巡遊を脱せざるの現象あるが常なれば各地共此際刷新の一大改革を要する時機に遭遇したるものなりと云ふべし此に看守増俸令に就て題し聊か其所感を記し以て當局者の一考を請ふと云爾

●樺山内務大臣の監獄巡覽

大阪府監獄署報

大坂築港起工式へ參列の爲め出張の樺山内務大臣は大久保秘書官を從へ本月十八日内海大阪府知事の案内にて同府監獄署に至り眞木典獄の先導にて典獄室に入り監獄の地圖を一覽して知事典獄に對し質問せらるゝ所あり夫より女監拘留監男囚人監各工場病監炊事場懲治場等を巡覽せられ其深視中懲治場に抵りたるときは特に懲治者の出生地は都會の者多きか田舎の者多きかを典獄に質されたりと其他患者の病症中何種のもの多きかを問ひ食物の調理を視し視察せらるゝ等大臣の監獄に意を注がるゝ厚き一斑を窺ひ知られたりと之を巡視終りて本年一月減刑令發布以來出獄せし者の數及び再び罪を犯し入監せしもの、數等を質問せられ典獄より一々答へられたりと尙ほ減刑令發布以來出監者に関する結果の取調表其他數種の統計類を典獄より大臣に提出せられたり云ふ

材料さなせば曾に看守女監取締を教養し内務大臣の訓令に副ふのみならず一般獄務に裨益なしとす只經費之れを許さずと云ふものあらん何んぞ憂ふるに足らん已に必要に迫りりや吏實を投して刷行す國費若しくば地方費豈敢て辭するを得んや

●正誤

散士本誌第八卷第九號に於て判任俸給令の改正を見るに題し本年六月二十二日勅令第二百二十三號の八級俸以下は此の限りにあらずとありしを解釋して八級に至る迄は一年の制限に依らずとせしは誤解にして八級の者も亦一年の制限に依らざるを以て尙七級俸迄は在職年限の如何に依らず直に昇級せしむる事を得るものなり依て此の全文を掲げ御正誤被成下度此段奉願候也

明治三十年十一月

警察監獄學會支會御中

洋々散士



ブック Book. 書籍
 スタンプ Stamp. 印紙
 ホスタル スタンプ Postal stamp. 郵便切手
 モニー Money. 貨幣
 ペーパー Paper. 紙
 ストリクト オベディエンス ツー ツー Strict Obedience to the rule. 獄則謹守
 デイリセント ワーク Diligent Work. 役業勉勵
 インプロヴド コンダクト Improved conduct. 改悛行爲
 ツー リワード To reward. 賞與スル
 ツー ギフト エ リワード To give a reward. 同上
 サイン オブ リワード Sign of reward. 賞表
 マツヂー オブ リワード Badge of reward. 同上
 ツー ニット オン To knit on. 縫着スル
 プレパラトリー リベレーション Preparatory liberation. 假出獄
 レミッション オフ セクリューション Remission of seclusion. 免幽閉
 スペシャル パアドン Special pardon. 特赦
 ベツター トリートメント Better Treatment 優遇
 ツー ブリツク ジョー オーダー To break the order 獄則違反
 ツー パニッシュ To punish. 處罰スル
 ソリタリー コンファインメント Solitary confinement. 屏禁

ワワーク ザット メー ビー ダン Work that may be done
 シッティング sitting. 坐作ノ業
 レッスンニング フード Lessening food. 減食
 ソールト Salt. 鹽
 ホット ウォーター Hot water. 湯
 ベッド クローズ Bed clothes. 臥具
 ソリタリー コンファインメント ウィズ Solitary confinement with
 ノー ワーク no work. 獨儀
 ヴァイオレント エンド スレタウニンク Violent and threatening
 コンダクト conduct. 暴行脅迫
 フェツター Fetter. 鈎
 アイオン ボール Iron ball. 鐵丸
 アイオン チェイン Iron chain 鐵索
 ガードル Girdle. 練帶
 ツー ハア イン チェイン To pair in chain. 二人聯絛
 ツー デプライヴ オヴ バジヂス To deprive of badges. 賞表褫奪
 ツー メー ク コンプレインツ To make complaints. 情苦ヲ訴フ
 シールド レツター Sealed letter. 封書
 オーラル Oral. 口述
 End. 終

プラクチカル インクワイジション エイムス フォー
 PRACTICAL ENGLISH TERMS FOR
 プリズン オフィサーズ
 PRISON OFFICERS.

(編者の書き) 監獄官実用英語彙

リーディング ライティング エンド Reading, writing and
 マセマチックス mathematics. 讀書習字算術
 プレゼント ロー ブックス Present law books. 現行法律書
 モーラル エシツクス Moral (ethics) 修身
 レリジテン Religion. 宗教
 エデュケーション Education. 教育
 プロフession Profession. 職業
 ニュース ペーパー News paper. 新聞紙
 エッセー ス テン ジョー プレゼント Essays on the present
 ポリチツクス politics. 時事ノ論說
 レラチヴ Relative. 親屬
 フレンド Friend. 故舊
 ツー センド エ レター To send a letter. 信書ヲ送ル
 オフィシャル インクワイジション Official inquisition. 官司ノ訊問
 アンズワー Answer. 回答
 ツー アンズワー To answer. 回答スル
 アンジャスト エンド ヴィチアス Unjust and vicious. 不正不良
 インジュリアス ツー リフォーメーション Injurious to reformation. 改悛ニ妨アル
 ツー デスパッチ To despatch. 發送
 ツー デリヴァー To deliver. 付與
 ヴィジツト Visit. 接見
 ツー ビー イン プレゼンス To be in presence. 立會フ
 サスピシツチン サスピシアス Suspicion (suspicious.) 疑(疑アル)
 センテンス Sentence. 裁判言渡
 プリーダー Pleader. 辯護人
 ツー ビカム イル To become ill. 疾病ニ罹ル
 ツー キューア To cure. 醫瘥スル
 ツー ダイ To die. 死亡スル
 コープス Corpse. 遺骸
 ツー ベリー To bury. 埋葬
 ツー プラント エ ウーデン パイル To plant a wooden pile. 木勝ヲ立ツ
 アン エキゼキューテッド An executed. 刑死者

余輩ハ上來專ラ司獄ノ上ニ必要ナ
 ム英語ノ重ナルモノヲ擧ゲ以テ讀
 者ノ一覽ニ供シタリ然レドモ是レ
 實ニ僅々其一汎ヲ示シタルニ過ギ
 ズ又之ヲ以テ讀者ノ實用上ノ助ヲ
 爲サント欲スルニモアラズ蓋シ何
 レノ國語ヲ問ハズ僅少ノ單語ヲ記
 憶シタレバトテ之ニヨリ何等ノ實
 用ヲモ爲スベキモノニアラザルハ
 辨ズルマデモナキコトナリ然リ而
 シテ猶此ノ如ク殆ト無用ノ言語ヲ
 臚列シタル所以ノモノハ余輩ガ是
 ヨリ讀者ニ紹介セント欲スル文法
 其他重要ノ科目ヲ記述スルニ先チ
 豫メ讀者ヲシテ英語ノ形態及發音
 ノ有様等ノ大体ノ觀念ヲ得セシム
 ルニハ先ツ單語ヨリ始ムルヲ最良
 ナリト信シタレバナリ今ヤ余輩ハ
 上來記述スル所此目的ニ向テ既ニ
 十分セリト信スルヲ以テ單語ノ列
 擧ハ暫ク此ニ止メ是ヨリ簡捷ノ方
 法ニ依リ英語學ノ正當ノ順序ニ本
 キ直ニ英語ノ何物タルヲ知ラシメ

更ニ進テ之ヲ實地ニ應用シ過ナキ
 ニ至ルヲ期セント欲ス請フ之ヲ次
 號以下ニ徵セヨ

(附言) 余九月以東病ノ爲暫ク
 筆ヲ採ルコト能ハズ甚ダ讀者
 ノ冀望ニ背ケリ今ヤ病全ク癒
 ヌ是ヨリ號ヲ遂ヒ苟モ怠ルコ
 トナカラシメ期ス請フ之ヲ諒
 セヨ

禁